

◎開議の宣告

(午後1時00分)

○議長（齋藤邦夫君） こんにちは。

当局より、会計管理者の欠席届がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしくお願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

7番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

7番、酒井右一君。

〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番（酒井右一君） 7番、一般質問通告に基づいて、一般質問を申し上げます。

一つ。国保朝日診療所の内視鏡検査の再開についてお伺いいたします。同診療所は、現在、内視鏡による検査あるいは診察・診断をしていないわけではありますが、この理由は何でありましょうか。また、いつまでに再開できるか、再開の期限をお伺いいたします。これは全町民が注目するところですので、よろしくお願いいたします。

2点として、平成23年7月新潟・福島豪雨災害について。本年7月、報道によると町民176名の方々及び町内の5事業者の方が、民法を根拠とする催告書を町長に提出されたと報道されましたが、これは事実でありますか。また、事実であるとすれば、受け取った催告

書のコピー、複写であります。配付の上、催告の効力とその趣旨あるいはその目的を説明していただきたい。

お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 一般質問、酒井議員にお答えいたします。

国保朝日診療所の内視鏡検査再開についてであります。ご質問の件につきましては、平成25年度よりスタッフの不足によりまして、内視鏡検査を休止しており、町民の皆さんには大変ご不便をおかけしているところです。再開につきましては体制確保を図るとともに機器の更新等準備の必要があることから、機器に係る整備を行い、現場においても町民の皆さんに安心・安全な医療の提供をするために、スタッフについても内視鏡検査を行うにあたっての手順等の再研修を行ったうえで、来年度からの実施に向けて整備を進めていきたいと考えております。

次に、平成23年7月新潟・福島豪雨災害についてであります。催告書についてのお尋ねであります。平成26年7月22日付で作成された催告書を同年7月23日に收受しております。次に、催告書の情報開示についてであります。今回の取り扱いは只見町情報公開条例の規定に基づく情報開示ではございませんが、当該条例に基づいた判断を行うことが適切であるとの考えに至り、条例に照らして検討した結果、公開は差し控えるものと判断いたしましたので何卒ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、催告につきましては、民法第153条に基づく行為であり、6ヶ月以内で時効中断の効力を発生させるための予備的な措置であります。したがって、提出者において6ヶ月以内に何らかの行為が行われるものと推察され、その時点において趣旨、目的等について明らかにされるものと思われ。現時点においては主張の全容が把握できる状況に至っておりませんので、誤解や混乱を避けるためにも説明は差し控えざるを得ませんのでご理解をお願いいたします。いずれにしましても、慎重かつ適切に対処すべき案件と理解しておりますので、弁護士等、専門家の判断を仰ぎながら対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 再質問をいたします。

質問通告と順序逆になりますが、平成23年7月新潟・福島豪雨についてのほうを先にさせていただきます。まあ、非常にその、不思議だと思うのは、催告書、答弁書には民法153条とこう書いてあるわけですが、民法153条の前後にもいろいろありまして、153条とここで表記しているからには153条の内容を特定しておられると。にもかかわらず、7月23日に受け取った催告について、その事実さえ議会に話されなかった。今日、一般質問で私が初めてこの存在について公の場で明らかにし、当局はこれについて153条と特定した条文をもって回答されたわけでありまして、すぐ議会に説明しないのは何故ですか。あった・なかったということは非常に大切なことであります。これあの、153条というのは、ご承知、勿論ご承知でしょうが、必ず結果がついてくるものでありまして、この結果というものは、多くの判例を見せていただきますと、必ず裁判が付いてまわっております。でありますので、議会、町長、これは執行機関、議決機関、二つ揃って地方自治体のわけでありまして。当然、この後、予算も付いてまわります。何故この事実をすぐ議会に報告されなかったかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 今ほどのご質問に関しましてでありますけども、今ほど町長からの回答もありましたように、催告書につきましては、それそのものをもって時効の中断の効力が発生するものでなく、その前段の予備的な措置としての催告書の送付ということが1点ございました。

それから、答弁の中にもございましたけれども、先般のその催告の内容につきまして、主張なり、その目的なり、内容等が、全体像が把握できる状況に至っておりませんでしたので、その段階での誤解を避けるために、情報の公開と申しますか、報告を差し控えさせていただいたと、そのような経過でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 議会に報告すべきではありませんでしたかという意味ですが、報告をしなければならぬほどの重要なことであります。民法153条、私、法律家ではありませんが、参考書を見てもみますと、6ヶ月以内に次の行為をすることで初めて時効が中断されるということでもありますので、確実に次の行為、勿論、お読みになっていると思いますが、6ヶ月以内に次の行為が確実にされます。それは予測できることであります。したがって、予測できることについて、議会をそれほど警戒されるのか。何故、議会とともに相談をしながら

ら事に対処されようとししないのか。その辺を私は町長を不信をもってみておるわけですが、もう一度重ねてお伺いしますが、私が申し上げましたとおり、民法153条というのは、その後6ヶ月以内に次の行為がなされると、そのことを逐一申し上げませんが、それは前提でありますから、このことについて、何故素直に、7月から今日まで、議会もありましたし、全員協議会もありましたが、この配達証明郵便物だったそうですが、何故、内容を議会に、こういう事実があったと、事実だけでも教えていただけなかったのか、非常に残念でありますので、この点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） その時点でのということでありまして、今ほどお話の中にもございましたように、6ヶ月以内に何らかの行為をするための前提としての催告書の送付ということでありまして、確実にその訴訟なり何なりがあるかにつきましては、これは相手方の行為でありますので、100パーセント確実とは、受け止める側としては断定はできないと、そういうふうを考えて、可能性があるものと、そういうふうに思っておりますので、100パーセント断定ができなかったと、そういう状況でございます。

それから、その時点でというお話でしたが、これも繰り返になってしまうんですけども、内容的にもその個人情報等含まれておりまして、そういった中で慎重に取り扱いをさせていただくということが適切であろうと、そのような判断に至っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） ご承知のように、議会と執行機関というのは、付かず離れずとは言いながら、一つの自治体で起こったことは、やはり、より良い結果を求めるために、絶えず親密に相談をしながら、しかし、表決にあたっては正義を求めて行われるものが議会でありまして、それに対して答えてくれるのが執行機関と私は思っております。これについて、損害賠償請求なり、何なりの、次の手がないかもしれないというのは、これはあの、誤った考え方ではないかと思えます。民法153条をもって臨むということは、当然、強い気持ちが相手方にあるし、途中で止めるなどということは考えられない話でありますので、やはりこれは、すぐにでも議会と相談をしながら、どうしましょうかという話を率直に意見交換をさせていただきたかったなというふうに思っております。今、私がこうして問い合わせをしなければ、当局自ら、このことについて、訴訟が出た段階でしか説明がなされなかったんだと思います。そういうことからして、今後、この問題について議会に相談されない以上、議会も

相談されないものを親身になってというわけにもいきませんので、ここは相談されなかった議会として、また別の判断をしながら議会を運営させていただきたいと思うわけでありませう。ただ、相談をされなかった。しかし、催告書の提出はあったと。そして、催告書のとおり損害賠償請求なり何なり、その後の措置がなされるわけではないという解釈をお持ちであるということであったということは今わかりましたので。

それでは質問を変えますが、先の平成23年7月29日災害については、議会の災害調査特別委員会でしっかり調査をしております。この質問をするにあたり、7月からこれまでだいぶ時間がありましたので、もう一度、当時の結果を見てきましたが、大筋で議会の調査に間違いはないというふうに再確認をしたところでもあります。しかし、町長は、あの当時、災害起こった直後であります、流域連携協議会か何かで発言をしておられて、この災害は自然災害である、人災ではないとして、今でもそう思っておられるものと思います。しかし、災害調査特別委員会が全会一致で議決された際、町長はこの議決に対して不満を示されました。最後に、町長から一言というふうに議会議長が申し上げた際に、通常、まあ、ご苦労様でしたというあいさつが聞ける、その際に、この議決については不満を示されております。その際に、自らの正当性を主張されました。これについては非常に残念だと思いますが、当時の町長の考え方には被災者に寄り添う、そういった、なんていいましょうか、温かいものを感じることができなかったということでもあります。この件について、答弁者が次の一手を見て、それから解釈しようという話でありますから、それはわかりました。

最後にお伺いしますが、この催告、一般的には次の手がある。当然、6ヶ月以内にされるのが間違いなくあるんだと思いますが、これはあれですか、そういった段階で町長は、町民176名、被災した企業、業者、事業所5社、これに対して、見てみますと、これあの、簡易裁判所のレベルではなくて地方裁判所のようなのですが、この場において、町民を相手取って争うおつもりがあるかどうかお伺いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 何故まず、最初にその、何故、その催告書があったことを報告しなかったかということでございますが、まさしく今、（マイクなし 聴き取り不能）

○議長（齋藤邦夫君） マイクを入れてください。

○町長（目黒吉久君） 何故、催告書が出た時に報告しなかったのかというご意見でございますが、その時点で催告書あったこと、相談ということにつきましては、その時点でなかなか、

その催告書の提出者のその後の意図や、その段階でのものが明確でないために、相談という時点までは至っていないから、至るものではなかったから、そういった意味での議会に対する相談、報告等々はすることでは、するまでのことではないという判断をして、今後の動きを見ながら、そのうち対処していきたいという考えであったということであります。

それから、その当時の災害時における特別委員会の報告に対して、町長の言動といたしますか、言葉に対して、被災者に対して、寄り添っていないという、また今、言葉いただきましたが、あの当時、それぞれ、私の立場として皆様方に申し上げた心境は、その時点において、その報告書のご指摘にあった職員というものに対する、その時点における対応は、職員は不眠不休で一生懸命、その時点における最大限の努力をしたんだということにはわかっていただきたいということで申し上げた点であります。そのところはご理解いただきたいなというふうに思います。で、今後、催告書の提出者が、また改めてどういう形の意見を出されてくるかにつきましては、その時点で争う・争わないということも含めながら、弁護士、それは専門家と相談して、その時点で対処していきたいと。その意図がわからなければまだ、今の段階でどうしますかということにつきましては申し上げるわけにはできません。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 先ほどの私の説明が、なかなかうまく説明ができなかったということで、若干、誤解をされた部分があるのかなと思ひまして、補足の説明をさせていただきたいと思ひます。催告が行われて、その後6ヶ月以内に手続きがなされないものと考えていると。当局は。というようなことをご説明されましたけども、決してそのようには捉えておりません。個別具体案件について、ある・ないというよりは、その前段のお話の中で、民法153条に基づいて催告があるということは、必ずその何らかの行為があるというお話がありましたので、それは100パーセントではないといった意味での、法の解釈としての回答でございますので、それについては相手方の行われることでもありますので、必ずあるかどうかは私どもではわからないと、そういう内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） わかりました。まあ催告書については、双方、戦場で相見えましょうというふうに受け取ります。

それから、当時の職員の対応であるとか、これはあの、私も元職員だった者として非常に

辛いものがありますが、災害対策基本法、水防法等々、議会が検証した内容について、いまだにその内容が間違っているとは思えません。したがって、あの災害の時の対応について、あれこれ、今この段階で言うつもりはありませんが、非常に、次なる手を相手方が打ってから話をしましょうという、そういった姿勢についてはよくわかりました。

以上によって、この水害についての質問を終わらせていただきます。

引き続きあの、国保朝日診療所の内視鏡の再開についてですが、これは再開を切にお願いするという立場でご質問を申し上げますが、朝日診療所はいわゆる一次医療施設として、地域医療、へき地医療、その重要拠点でありまして、内視鏡検査ができる・できないは命の保証に欠かせないものであって、これが内視鏡検査中止以降、もう一年半も経ってしまったと。もう現時点でもう既に待てないであります。私は今ここに立ってその再開をお願いする質問をしていますが、これは内視鏡検査を必要としている地域住民の全ての願いであります。特に高齢化が進む我が町にとって、診療所で内視鏡検査ができないということは、診療所の存在価値に関わるといってもよいものであります。私はあの、状況が整ったらできるかという、できるというような回答ではなくて、現時点、一年半も経った現時点で、再開の期限を問うているものであります。目下の課題は承知しています。そのうえで再開の期限を何月何日という話ができなければ、何月までとか、年内、そういった意味での回答をほしいわけではありますが、これについてももう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） ただ今の件につきましては、先ほどまあ、町長のほうからの回答にもありましたように、スタッフのその整備、それから機器の更新等ございますので、来年当初ということで4月からは実施に向け、その整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 再質問をしますが、25年度よりスタッフ不足によりましてとありますし、スタッフといいましても、どこの、何の分野なり、いろいろあるわけではありますが、決定的に今再開できない理由を一つ挙げれば何ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 機器の更新という内容となります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 私もあの、一般質問にあたっては、しっかり、字句の整理から現状把握まで、よく調べてきておるつもりであります。このスタッフという概念の中には、勿論、機械もあるでしょう。それから診療される医師の診断力もあるでしょう。それから看護師さん、そういった方たちもあるでしょう。今の課長の答弁ですと、非常に納得し難いものがあります。実は、内視鏡検査ができる・できない、できなくなりますよという重要な警告が一年半前の3月に診療所長から上司に充てて発されてあります。尚且つその後、25年度の早い段階で、内部のスタッフの方から、このようにすれば、このスタッフでもやれるということが、これもまた上司に向けて発せられております。にもかかわらず、現時点で機械がない。一年半前に機械を発注しておれば、発注すれば、お金さえ払えば済むものでありますので、当然きておりますから、これは納得できないものであります。これはまあ、現状をありのままに申し上げたものでありますから、課長の見解とは少しまわりの状況が違っておるということを、今、インターネットなり、テレビで見ておられる方々が、私の言うことと、当局者側が言うことと、どちらを信用されるのか。これはまあ、その方たちに委ねるとします。

質問の中で、私あの、議会基本条例8条に基づく質問書を2回出しております。これあの、担当課長にお伺いしますが、胃カメラの年間の需要者数、胃カメラを必要とされている人は何人ぐらいおられますか。大雑把でいいですのでお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 24年ベースです。303人というふうな内容となっております。

それから、今ちょっと質問、若干あれ、違うんですけど、先ほどの話につきましては、機器の更新部分の話なんですけど、それはあの、あくまでも、スタッフが25年当時、当初の段階で、不足していたと。25年に本来、内視鏡の機器の更新をするつもりであったんですが、スタッフがいない中で、また機器更新ということも、まあ、その話し合いの中、話し合いというか、そのスタッフの話し合いの中では、それはいかななものかというようなことがございましたので機器の更新をしなかったというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 戦に備えて、武具、甲冑、馬を手入れしておく。これは武士の鉄則であります。今、戦にあたって、戦をする道具が古くてできないなんて話は、皆さん、納得できるかどうか。第三者的な感覚ももって見ていただきたい。

さて、議会基本条例の8条に基づく質問であります。この胃カメラ中止の決定についての意思を、意思というのはつまり、そういった意思、判断ですね、誰が下したのかと。その判断者はどういった状況を理解して、例えば私の調査では、胃カメラの需要が年間に300から500もあるという状況の中で、そういうことを承知して決められたのか。あるいはどうなのかということでお伺いしました。回答書、ここにあります。朝日診療所内視鏡検査休止に係る意思決定についてどうだったのかということについて、ご質問の内視鏡検査の休止につきましては、診療所長が、つまり医師であります。医師・看護体制を含め、総合的に検討のうえ、やむなく決定したものであります。したがって、事務的な発議、決裁という形はとっておりません。ということは誰も責任をとらないということであります。これは厳しく言わなければならないところではありますが、条例に基づく文書質問であります。国保朝日診療所の設置者は只見町長であります。誰であろうと、個別の名称は別にして只見町長であります。そして、国民健康保険の保険者も町長であります。これあの、我が町の法令、条例規則、規定等の管理担当課長にお伺いしますが、この回答書、今私が読み上げた回答書は、国保朝日診療所条例第7条2項と整合しません。それから、只見町文書事務取扱規定、さらに只見町行財政組織規則の中でも別表6、これにも整合しません。この条文を読む限り、町長が町の診療所運営に関与すると考えるのが当たり前の話だとありますが、と思いますが、さらにこれについて言いますと、国保朝日診療所条例では、の7条の2項であります。診療所長の職務、所長は町長の命を受け、診療所の管理に関する事務を掌握すると、町の条例で決まっております。今申し上げました文書事務取扱規定では、1条から3条までありますが、適用範囲、文書主義を貫くんだと。第3条では、緊急を要する場合のほか、文書をもって行わなければならないとしております。それから、申し上げました行政組織規則の中では、診療所長の任務は町長の命を受け、診療所業務を掌握し、嘱託職員を指揮監督すると、こうなっております。この記述について、法令担当課長におかれましては、私の言っていることが間違いかどうか。専門家としてお答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 国民健康保険診療所の条例の中に、診療所長、所長については町長の命を受け、診療所の管理に関する事務を掌握するというふうに書状になっております。それからその、同じ診療所条例の中におきまして、分掌事務と、第10条になりますけれども、各局の事務分掌の中で、医局の分掌事務といたしまして、各診療に関する事項、これ

は医局の分掌であると、そういったような表現もございます。そういった中におきまして、所長の職務というものに関しましては、診療所の管理に関する業務事務につきまして全体掌握をするようにということで、町長の命を受けていると、そのように理解しております。そういったその業務全般を管理掌握する中におきまして、医局の事務分掌であります診療に関する事項、これにつきまして、医師として、医師しかできないということではありますが、その医療行為、医師としての医療行為の判断をされたらと、そのように理解をしております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 時間がないので手短にお答え願いますが、私が問題にしておるのは、議会基本条例に基づいて公式質問をしたものに、町長の命というものが、意思が入っておりません。診療所長が決定したと、こう書いてあるわけでありまして。これと今の診療所条例、それから、これは文書取扱規定として、職員であれば、誰でもこれによって文書を行わなければならない文書主義であります。文書で行う。仕事は文書掌です。そして文書を作った者、決裁をした者が責任を持つと。それが明確になるから地方自治が円滑に進むということでありまして。そしてさらに、診療所長の任務としては、町長の命を受け、診療所業務を掌理し、所属職員を指揮監督すると、こうなっておるのにもかかわらず、回答書には、町長の意思が関わってないという回答がきておるから、この矛盾点を問い質したものであります。この矛盾点について、どう解釈されるか、もう一度お伺いいたします。

担当課長にお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 今ほどおっしゃっていただいていることに関しては、本当にこちらのほうというか、そのとおりだと思うんですが、ただ、実際問題、町長については現場にいらっしゃるわけでもございませんし、また所長につきましても現場のリーダーということで、実際の事務関係については、私が本来すべきことというふうに認識しております。よってあの、私の不手際ということになるかと思っておりますので、その点をご理解願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いろいろまあ、お質しではあります。まああの、診療所そのものは勿論、町長が統括的に、総合的に統括して、その運営には責任を持つのは当然でございます。

が、胃カメラを中止するか、再開するか、等々自体が、町長の決裁が必要だというようなことまでの認識は私は持っておりませんし、その辺のところは勿論、医師の判断だというふうに思っております。で、それが決裁事項であるかどうかというような、文書事務のあり方の中でも、私はあの、ここずっと、スタッフがなかなか厳しい、看護師確保が大変の中でも、やはり胃カメラというものの住民の期待が高うございましたから、なんとかそれが再開できないかどうかということで、常々、診療所医師はじめ、スタッフとは、意見交換を聞いたり、状況を聞いたりしながら、そうやって一日も早くその住民の期待に応えていただきたいというようなことを申し上げてきた中で、期間を切って、決裁上の問題として、胃カメラ中止だとか、再開するというようなことではなくてですね、常にそういった課題に診療所、そして内部からの取り組みもしていただきたい。町長としては、その課題については、一番の私の役割は、この看護師、今、何としてもその体制的に、先ほど申し上げたとおり、体制的な不備の中では、そういったその医療行為も、いろいろ安全・安心の問題からいったらば、容易でないということもわかっている中で、精一杯、体制づくりに努力してきたということでございます。しかし、なかなかその状況が叶わなかったけれども、今般の流れの中で、そういったことの見途も立ちそうだなというところに至っておりますので、先ほど課長が申し上げたとおり、十分の、また改めてのスキルの確認と器具の点検、確認をしながら、4月には、来年の4月には胃カメラの診療ができるようにしていくんだということを申し上げたこととございます。

いろいろと、非常に今、県内そのものにつきましても、看護師そのものだけ捉えただけでも、大きな病院でさえも看護師不足、1,000名の看護師の不足する中で、こういった、特に震災以降はこういった状況になっておりますけれども、そういった中でも精一杯のご努力を、医療スタッフ、看護スタッフに今やってもらっている中で、今なんとかその方向に見途をつけながら、改めてまた来春から取り組んでまいりたいという意思でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、なかなか時間もないので、満足いきませんが、しかし、今年の3月の私の質問に対する議会、一般質問答弁の、町長はこう言われております。町長は一生懸命努力されている一方で、町長は、職員の身分や定数を安定させると診療所運営の将来負担になる。こういう答弁をされております。これは安定させないという意味にもとれます。しかしながら、産業であろうと、文化であろうと、何であろうと、人が健康でなければなら

ない。人はちゃんと療養を受けて最後を迎えなきゃならないという意味からすれば、診療所の職員定数、まあ、診療所と言わず、その医療施設の、介護施設の職員定数の確保、身分の安定を図らなければ、朝日診療所そのものが自然消滅するし、医師や看護師がいなければ、あさひヶ丘の施設存続ができないわけでありますから、町長はこのあたりを、こうすれば金かかるけど、できねえ。いや、これだとなかなか難しいって。このあたりの考え方を、矛盾した考え方を整理できないんじゃないかというふうに思っております。いずれにしてもその、何が不足して今できないのかということはわかったわけであります。で、開始はされるということですから、一日も早く機械を買って、医師に十分な研修をさせていただいて、看護師を確保して、それ相当の身分を確立させて、再開させていただくことを望むと同時に、何故、来年の4月なのか。準備ができ次第、今年いっぱいかかれば十分できるんじゃないかという問いかけもいたします。

それからあの、非常に時間がなくて申し訳ないんですが、何故、というふうに首を傾げてしまうわけでありますが、今回、決算の監査でも指摘がありました。今年も巨額の予算不用額を残しているの、これを指摘されております。決算監査委員。預金をし、基金をつくり、住民からは固定資産税を他の町村より高く徴収しながら、6月には議会でも賛否が分かれる軽自動車の固定資産税、これも値上げされました。高齢化が進み、医療や福祉が後退している現実の中で、不用額が増えている。基金が増える。預金が増える。町民は益々過酷な状況に追い込まれていっているんであります。町長はこれまで、固定資産税を高くとっている分、標準税率を越えて0.2パーセント分とっておる分は、診療所に投資するというふうに答弁しながら、肝心の住民医療、福祉に、福祉を守る診療所に、財源を還付しないではないですか。一年半前にこのような事態を警告され、予測がつき、そして今になって準備をこれから始めるでは、あまりにも泥棒を捕まえて縄よって話ではないですか。これは指摘しておきます。

もう一つ大きな課題があります。過去7年間の診療収入を調査しました。平成19年から25年までの外来件数や入院件数、診療費の推移を比較をすると、件数、診療費ともに減少しておりまして、特に外来診察が多かった年と比べると、およそ、これ単年度ですよ、単年度で5,300万円も減少している、現時点で減少している決算なんです。25年の決算は。診療所が新しくなってからは最大の落ち込みです。見てみますと。現時点では、今この時点では、診療の質の低下、検査機能を失った診療所、診療の質の低下であります。診療収入の

減という、これはお客さんが少なくなったわけでありまして。ということで、二つの問題に直面していて、もう一刻も待てないわけでありまして。国保施設会計の決算不認定という事態も視野に入れなければならない状態でありまして。何故こう言うかというのは、重ねて言うことになりませんが、この事態を想定できたのは昨年の3月でありまして。一年以上、一年半経過し、つまり、その間、対策をしなかったと。言葉は悪いようですが、施設会計の最高責任者の不作為がもたらした内視鏡休止と大幅な減収であると考えなければならないのかなど。このような決算を議会が良しとすれば、最高責任者の不作為を良しとするということになってしまいますから、これは議会が決算を認定しないということになっても、要件としては十分ではないかと思うわけでありまして。内視鏡診察を失うと患者が減る。評判が評判を呼び、さらに減る。これでは診療所の先行きが非常に不安。特に、目黒先生、あの事件。その後の、住民が決起したあの事件。八巻先生、佐竹先生の渾身の力は、努力は、今申し上げた、施設会計の最高責任者の不作為によって、水泡に帰してしまうのではないかと。非常に耳触りの悪い言葉で恐縮ではありますが、これも町民共々、4月1日より3月31日のほうがいいわけでありまして。3月であれば2月のほうが良いわけでありまして。なんとか一日も早く再開できないか。これを願うからこういう話になるわけでありまして。これは診療所の信頼の問題でもあり、単に、内視鏡ができるか・できないかの問題に留まりません。もう一度、診療業務を点検し、技術的な問題をクリアし、物品は発注すれば届くわけですから、この辺を早く解決されて、一日も早く診察を開始していただけないか。この辺について、一番、回答として求めたいのは、内視鏡検査を一日も早く再開していただきたいということでありまして。まあ、長々と申し上げましたから、この中で、これは私にもこういう言い分がありますよと言われる分があれば、もう一度、再開に向けた期限をお願いすると同時にお答え願えれば幸いです。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 再開に向けては先ほど申し上げたとおりです。それが、今、現状を分析した中で総合的に判断する私の考え方でございます。今日に至った経過が町長の不作為というお話もありましたが、あなたもひとつ、いろんな方々の言うことをよく理解してからのお話をしていただきたいと思っております。今日に至るまでだって、看護師だって、やはりひとつの採用の年齢制限を上げたりしながら、医療スタッフをはじめ、看護師、介護スタッフの確保に向けた環境整備をしても、尚且つ、現実的にはなかなか、そういったスタッフが汲々に

はなかなか確保できなかったという流れの中で、そうしたことの一年、25年が過ぎ、さらに26年に入りましたけれども、そういったことを踏まえながら取り組んできて、来年4月になんとか胃カメラも始められるようなことまでこぎつけたというか、見通しが立ったということでございます。そして、このことにつきましても、一日も早いというのはね、それはあの、酒井議員に限らず、私自身が一番そう思っているわけですから、ただそういったことよっても、一年半も休止していれば、一方では、器具の点検もそうですけれども、スタッフもまた改めて、そこで現場に復帰するためのひとつの準備、改めてまたスキルの確認といったようなことをしなければ、ひとつの安全・安心の確保もできないということも含めて、そういったことで再開を目指してまいりたいというわけでありますから、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） しかし、理解できませんなあ。

諸々の経過については、時間は十分あったと。財源も十分あったと。それから、1,000人不足しているとか、災害の後、医療スタッフが全体的に足りない。努力はしておるといって、3月にも同じ答弁でした。それじゃああの、総務委員会で人事担当から、看護師の採用について、どのような手法をもってされたのかという確認をとったところ、広報ただみに一回出したと。それからホームページに掲載してあるという回答でありました。あなたも理解してないというからには、町長は相当理解されているんでありましょから、この看護スタッフ、介護スタッフ、いわゆる内視鏡検査のスタッフを、最大限努力したと、確保について最大限努力したと。しかし、私らが本当に調査して目に見える分というのは、広報ただみ、ホームページに掲載。これだけしかわかりません。それ以外にあるのであれば、具体的にお聞かせ願いたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まああの、再開については先ほど申し上げたとおり。

今までそのスタッフ確保にどれだけの努力をしてきたかということ。今言ったような、議員が言われたような広報活動。併せて担当課長と同時に若松方面であったり、それぞれの看護養成の学校を訪問したり、またはそれぞれ大きな病院の訪問や意見交換や実態調査とか、いろんなことをしながら取り組んできたという経過もでございます。まあ結果が、なかなか今日まで、一年半も休止せざるを得なかったということは、それはたしかに否めない事実でござ

ざいますけれども、その間、不作為だというようなことばかりでなくて、そういった面も努力してきているということもご理解いただきたいし、ただただ、なかなかそう現実的には、議員がおっしゃるようなスタッフの体制づくりには及ばなかったこともあるということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） だから、俺が理解しているとかいうことでなくて、俺たしかに憎かべや。それは。ただ、具体的にどこさ行って、どういう話をしてきた。そして、ままならなかった加減の話をして、なんら俺は、町長の答弁として、妥当なものだと思います。していただきたい。だめですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ、それは趣旨わかるけどもね、いちいちそんなこと、この場で、あそこへ行きました、ここへ行きましたという報告するようなことをこの一般質問の場で私はやる気ありません。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） じゃあ、やってねえということだべや。要するに。そういうことだ。まあ、それはじゃあ、わかったと。

俺も、いや、失礼、私も、只見町町長さんも、非常にストレスの多いやりとりをしております、本来、不本意であります。しかし、こういったやりとりをやることによって、一番大きな利益を得るのは町民でありますから、あえてそこら辺の、誰が、町長と私が、こうした激論を戦わして、その果実を得るのは、誰がということになれば、これは町民の方々でありますから、あえてあなたを怒らせてしまうような発言もいたしますが、なにしろ、診療所、この体制の充実、未来永劫の存続、昨今、総務省の幹部をやられた方の発言もありましたが、しかし、目下は、あそこに300から500の胃カメラを必要な患者がおられる。現に、これはまあ伝聞も入れての話でありますから、診療所へ行ったって、どうせまた南会津病院行かなきゃならないから、最初から行ったほうがいいやという声もあります。残念なことです。もう少し、医療・介護・福祉。この辺に予算をつけていただいて、この只見町、日本全国でいうと、たしか7番、13番目だったか、非常に高齢化の高いところありますから、町長におかれましては、嫌な思いもされましたでしょうが、福祉・医療の充実については、特に財源を割いてしっかりやっていただきたいというのが質問の趣旨であります。そして、

さらに細かく言えば、早く、朝日診療所で胃カメラ健診を受けて、皆さんが安心していただけるようにしていただきたいと、そう願ってやまないものであります。心象を害したことはお詫びいたしますが、しかし、重ねてお伺いしますが、今後とも、朝日診療所、スタッフの確保、機器の更新については、早め早めに手を打っていただきまして、一年半、つまり来年の4月まで待つという話になりますと2年も待つことになります。2年も待たせておいて、誰も責任もとらないというのも変でありますから、なんとか早く、4月と言わず、もう少し早く、開始をしていただいて、住民の需要を満足させていただきたいと思います。

町長の所信をもう一度確認をして、私は質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まず診療所の運営も含め、町民の期待に応えていかなきゃならない診療所づくりということは議員と同じであります。

そして、診療所に対する予算付けも議員がおっしゃるような、私はあの、抑えているというつもりもありませんし、診療所や福祉・医療関係には、相当の予算も割いているというふうに思っております。

また、開始時期でございますが、開始時期につきましては、一日も早いという気持ちは理解いたします。ご理解をしたうえで、尚一層の、手続き的にも、やはり安全・安心や、また内部の調整も含めて、なんとかその、来春、4月には当然スタートできるというふうに万全の態勢をつくっていきますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） この問題については、多くの町民の方たちの、非常に切なる願いでありまして、私が頭を下げて、それで意味が通じるとは思いませんけれども、なんとかひとつ、安心のできる診療所の体制を整えていただきまして、検診の再開、医師の技量の充実、看護スタッフの、流行で言えばスキルの向上については、早急にやっていただいて、是非、多くの財源を福祉・医療に割いていただきたいと。本当に、ここで町民の方々を代表させていただきましてお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

以上、質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

上着の脱衣を許可します。

それでは、続いて、9番、大塚純一郎君の一般質問を許可いたします。

9 番、大塚純一郎君。

〔9 番 大塚純一郎君 登壇〕

○9 番（大塚純一郎君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

大きな1 番目。急がれるマイマイガ駆除対応策としてお伺いいたします。8 月会議におきまして、マイマイガの駆除対策として5 件、4 8 0 万 2, 0 0 0 円の委託料や集落支援が議決決定されました。それらの具体的な実行内容と効果、達成率をお示し願いたいと思います。

もう一つ、来年の発生を可能な限り予防するために、卵塊のうちにできるだけ除去する必要があると思います。今後の対応事業について、具体的にお示し願いたいと思います。

大きな2 番目。高齢化の進む我が只見町での介護予防活動の実態と今後についてお尋ねいたします。只見町には広範囲に2 7 の集落があり、少子・過疎・高齢化に歯止めがかからない現状であります。待ったなしのこの高齢者福祉を考える時、介護予防活動の充実が重要であります。現在の活動実態と今後の計画を示していただきたいと思います。活動団体、支え合いの会等の育成と活動拠点施設が必要と考えますが、現状とこれらの整備計画を示していただきたいと思います。

大きな三つ目。只見型道の駅整備計画の進捗状況をお伺いします。これは3 月会議におきましても私と町長において、集中的に私が質問して議論した経緯がございます。産業の6 次化の集約として道の駅整備は欠かせない事業だと思っております。どのような構想を持って、今後、計画を推進されるのか、具体的にお示し願いたいと思います。

以上3 点、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 9 番議員にお答えいたします。

急がれるマイマイガ駆除対策についてであります。8 月会議で議決された対策予算の実行内容と効果、達成率について。8 月会議において議決された5 件について、総務費の地域づくり特別対策事業交付金は3 集落の盆踊り等で使用する提灯の LED 灯化を行っており、蛾の集まりがなくなっております。衛生費の機械器具費は高圧洗浄機及び高所噴霧用ポールを3 地区振興センターに配置し、集落内の卵塊駆除等に活用しております。商工費の駆除委託料は湯ら里及びむら湯の外壁等を高所作業車を使用した卵塊駆除を行っております。

今後の対策ということではありますが、マイマイガの発生は2・3 年継続する傾向があると

いうことであります。駆除については、町民の方々の理解と協力を得ながら、個人並びに助け合いによる共同的取り組みを推進し、卵塊を除去することによる生活範囲の幼虫発生の抑制や発生した幼虫の駆除対策並びに山林等から成虫を寄せ付けない対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。具体的には、降雪前に高所や物陰などの駆除、積雪期を利用した高所の駆除、春の幼虫発生に向けた駆除方法の周知等を行ってまいりたいと。また、蛾の集まりが少なくなるよう街灯等の LED 灯化に取り組んでまいります。今後も情報収集に努め効果的な駆除対策にあたってまいります。

高齢化が進む我が只見町での介護予防活動の実態と今後についてであります。1 番の介護予防事業の活動実態と今後の計画については、通所型の介護予防事業として、ゆう悠クラブをあさひヶ丘において実施しています。これは、ニーズ調査等の結果をもとに、要支援などの介護が必要な状態となる可能性の高い方を対象に、介護が必要な状態にならないよう運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知機能の維持を目的に実施しております。ほかに各集落の集会場等を訪問し、ただみコミュニティクラブと保健協力員の方々の協力をいただき、介護予防となる運動指導を行っているおたっしや教室と食生活改善推進委員会に委託し、料理教室を兼ねた栄養指導及び作業療法士による運動指導を行っているいきいき・ふれあい教室を実施しております。今後につきましても、現在実施している事業への参加を促進し、介護予防を推進してまいります。

次に、活動団体の育成と活動拠点の現状と整備計画についてであります。各集会所を拠点施設として位置付け、現在、数集落で実施されているいきいき・サロン事業に保健師を派遣するなどの支援をしてまいります。

次に、道の駅整備計画の進捗状況についてであります。道の駅についてはこれまでも一般質問をいただき、報告、説明をさせていただいておりますが、現段階での経過等も含め進捗状況を説明させていただきます。只見型道の駅整備計画は平成 25 年度に基本構想検討懇談会を組織し、本町における道の駅の必要性や有効性等を検討し、集客力のある施設にするための具体的なアイデア提案を受けながら基本構想を取りまとめたところであり。またその内容は構想策定業務委託成果報告書により常任委員会に報告説明をさせていただきました。この基本構想を踏まえ、今年度は基本計画検討委員会を組織し、協議を重ねながら基本計画の策定を進めているところであります。本事業の目的は、地域産品に付加価値を付け商品として町内外へ販売していくことだと考えております。そのために重要なことは地域資

源の掘り起こしと多くの農家や加工業者が特産品開発や6次化産業に関わり、その取組みをいかに集約し、システム化により事業にしていくかであります。そこで事業化された出口のひとつとして道の駅があり、それこそが集客力を持った目的地となる道の駅だと考えております。よって容易に解決できることではありませんが、重要となるこれらの取組みを進め、より多くの地域住民に関わり、喜び集い、そこに多くの観光客が集まる只見型道の駅の整備実現に向け推進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今、1回目の答弁いただきました。

それでは、項目ごとに再質問をさせていただきます。

まずはじめに、マイマイガ駆除対策でございます。今、この5件の議決、8月でした。その内容について説明がございました。1点目、これ私のほうから申しますが、マイマイガ駆除委託料、公共施設関係ということで104万。これについての、まず説明がなかったので、この件についてお願いします。それから地域づくり特別対策事業支援金、集落支援LED化等。これは90万だったと思います。これも3集落の盆踊り等で使用する提灯のそういう照明のLED化で90万。大変な金額になっているなどと思いますが、この詳細についてももう一度説明をお願いします。機械器具費で高圧洗浄機8台、各集落において対応できる、各集落に2台ずつがあったのを確認はしてきましたが、これに対する内容と現実にやっている現状・効果等々、説明願いたいと思います。湯ら里ですか、マイマイガ駆除委託料として観光施設、湯ら里などで123万2,000円。これは私行ってまいりましたけども、湯ら里のどこを123万2,000円かけてやったのかなというふうに思っております。これをもっと詳しく説明してください。それから5番目ですか、マイマイガ駆除委託料、教育施設7箇所120万6,000円。この説明が今の答弁にはありませんでした。まずこの辺をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず個別の関係でございます。議員お尋ねの件の順序どおりに申し上げます。まず一般管理費の委託料につきましては、高所作業車をお願いをしておりましたところ、いろいろなほかの作業で忙しくてできないということでございましたので、今までの時点では実績がございませんので記載をいたします。次に、総合政策費の特別対策

事業、3集落でございますが、明和地区の3団体につきまして電球等LED灯化を行っております。3団体につきましてのこれが90万の全額ではございませんので、今後、この予算の中で希望を募りまして、整備をしていくつもりでございます。環境衛生費につきましては、3振興センター2台ずつ、環境整備課に2台ございますので、予備として貸し出す準備はできております。効果につきましては、朝日振興センターにおきまして、区長様にお集まりを願ひまして試験的にやっております。ほかの地区センターにおきましても各集落にその旨を周知をしております。次に観光施設でございますが、湯ら里。これは訪れますお客様の不快の念を取り除くために外壁等の駆除を8日程度を行っております。周辺につきましても今後行うつもりでございます。教育の事務局費につきましては、これも高所作業車等の作業になりますので、業者を選定いたしまして今お願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 一番最初に高所作業車の件について、最初と最後出ました。公共施設、役場の施設等の駆除をするのに高所作業車が必要だということであったと思います。この予算でございますが、この、最初104万、それから教育施設関係120万6,000円。これだけの予算をとって、実は今朝、高所作業車持っている人がたまたま会いまして聞いた話でございます。なんとか高所作業車でマイマイガの駆除をしたいので、それをやってもらう見積もりを出していただきたいというお話でございました。ところが、断ったと。どうしてですかと聞きましたら、二人でやる作業で見積もりを出してもらいたいと。現実的に二人で高所作業車で高圧洗浄とか、いろいろの器具を使って取るということは不可能だと。まして、例えば街路灯とか、電柱等でやる場合には、そのほかにも交通整理の人も必要じゃないかと。そういう分を全然考えないで、二人でやる高所作業車の見積もりを出してくれと言われたから断ったんだというふうなことでございました。今、課長の説明ございましたが、もうちょっと現実的な対応といいますか、現実的にこれだけの予算をとって、もし足りなかったら、これはこれで最初の町長の説明にもございましたが、このマイマイガ、まだ今年だけでなくて、何年か続くわけでございます。やはり初年度に完全なる、できうる限りの対応をしなければ、今後大変なことになるわけでございます。この辺のところ、もう一度お聞かせ願ひたいと思います。そのような話があった、その高所作業車の依頼の件。今、忙しくてどうのこうのとありましたが、そのような依頼の仕方をしていけば、忙しいとか何か理由を付

けて断るのは当たり前でしょ。その辺のところをどう考えておられるのか。今後どうされるのかお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 公共施設のマイマイガの駆除の関係でありますけども、まあ見積もりをお願いしましたが、残念ながら全社、辞退をされております。その実施の方法については、いろいろと意見交換をその後させていただいておりまして、聴き取りも行ってあります。まあ実際にその、忙しいという、これは嘘ではなくて本当に忙しいということもございますし、人手が足りない。それから駆除作業を実施したけれども、肌が弱くてかぶれてしまって医者に行ったのでうちではできないと。そういった回答を得ております。そういった中におきまして、時期的なもの、それから、早ければ早いほうがいいとは思ったんですが、時期的に遅らせるということで若干、余裕を持たせる。それから、事業量をある程度区切って、引き受けやすい規模でなんとかやっていただけないかと、そういったことで受けていただけるように意見交換を行って、今後、なんとかその作業を実施していただけるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） まあ、今、総務課長のお話にありましたように、受けてもらえるような、やはりその業者との、本当に腹を割った話でやっていただける状態を、安全に作業していただける状態をつくって、そのうえでの依頼ということでなければ、やはりだめだと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。今の話の中で、その作業者が、その公民館等でも、各地区センターと、振興センターですか、等でもやった結果、反省点でもあると思いますが、やはりその、高いところをこう、取っていると、それを自分で浴びたような格好になって、それで皮膚がかぶれるとか、咳が出るとか、そういうような状態があるように聞いております。やはりあの、町で、例えばこの公共施設もそうです。そのやっってもらう作業者についてもそうですが、各集落で取ってくださいと言っているわけですが、そういう問題点が発生しているし、今後もそれが予想されるわけです。まあ放射能の除染等でやっているような、ああいう防護服、ああいうものを導入して、それを着た上での作業、そういう検討も必要ではないかなと思います。私がちょっと調べましたところ、除染作業時に着用する放射能汚染防護服低レベル用というものは1着1,600円。50着で8万円インターネットで出ておりました。こういうものも導入して、やはり作業員の方が安全

に作業できるような体制を構築してから、それも入れたうえでやるべきではないのかなというふうに考えますが、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議員おっしゃられますように、安全はなににも優先するという観点から考えてまいらなければならないというふうには考えております。なにせ初めての事案でありますので、情報収集、今、議員おっしゃったような意見も踏まえまして対処をしていきたいというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 初めてです。異常発生しました。それで、我々の議会は通年議会でありますので、8月議会において、これら提案された予算を議決したわけでございます。その、そのやっている状況について詳しく聞いたわけですが、まだ先ほどの答弁内容では具体性に欠けるなと思います。振興センター、朝日の振興センターで、高圧洗浄機ですか、それを導入したうえで各区長さん集まっていたいただいて作業をしたというお話が先ほどございましたが、そのようの中身について詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日振興センター長。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 朝日振興センター長です。

8月の議会におきまして予算議決後、私ども振興センターに各2台ずつ、高圧洗浄機が導入されることがわかりましたので、8月末に区長連絡会の会長さんと相談をいたしまして、機械が入りましたらデモンストレーションを兼ねて、勉強会も兼ねて、区長連絡会臨時会を開くことにいたしました。9月8日に、9月の第1週に高圧洗浄機が入りましたので、9月8日に、私どもの振興センターで朝日地区区長連絡会の臨時総会を開き、マイマイガの生体について私どもで収集いたしました資料に基づき、皆様で情報交換と勉強会のようなものを開催した後に、庁舎前において高圧洗浄機の試験操作を実施いたしました。勉強会の中では、人体への被害とそれから影響、それから作業中の防護について詳しくご説明を申し上げ、また区長様方からも実際に先んじて高圧洗浄機で駆除をしたというようなところから、ゴーグル、マスク、それから手袋などを必ずしないと飛散して大変だというような情報提供があり、皆様も納得された様子でございました。高圧洗浄機の試験操作の中では様々なご意見が出ましたので、例えば水を貯めるタンクが必要なので、その確保ですとか、貯め水用のホースを2台分欲しいとか、貯め水用のホースがもう少し長いほうがいいのか、先端部分の取り付け

ホースがもう少し延長できればいいというような要望がございましたので、担当課の環境整備課と相談しながら、できる範囲で備品等は取り揃えております。実績としましては、先週の土日にかけて、黒谷区で1台使っていただき、その結果については、ごく高いところについては高圧洗浄機の威力の都合で、関係上、駆除はあまりよく効かなかつたけれども、そのほか、ホースが届く範囲では効果的に駆除できたという報告をいただいております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今、朝日振興センターのほうで、試験的に勉強会、それから試験操作、作業のデモをやってみたと。そのうえでのいろいろの反省点。それから、今後必要なもの等々あったということがございます。是非、これはまあ、我々も含めて、みんなでこれを共有して、そして安全に駆除対応をしていかなければならないと思います。それで、今最後にセンター長おっしゃいました。足りないタンク、それからホース、あと先端のこう、洗浄機の先端とか、そういうものを早急に、勿論、取りそろえる予定はあがっていると思いますが、それに対して今回の予算等々で足りない分は、それはまた早く出していただいて、議会で協議、皆さんでして、そして必要なものは取り揃えてやっていく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中でありましたが、LED照明ですか。これについて、先ほどの予算では、その地域づくり特別対策事業交付金等々で明和地区の、3地区のというような説明だったと思いますが、やはりこれは町内全般、本当にこのマイマイガが発生したあのお盆の周辺のと、その以前ですか、普通の街路灯にはものすごい数のマイマイガが寄ってきて、それで各集落、その防犯灯、街路灯を取り外した経緯が、何集落というか、大体ほとんどの集落であったやに聞いております。それに対して、また同じやつを付ければ大変なことになるし、その集落独自で、そのLEDを買って取り付けるところがあると思いますが、やはりこれも、町として、このLEDを、そういう街路灯を全部、これからやっていかなければならないのではないかなと思います。現実に金山町では全ての街路灯、防犯灯を予算化して、LED化したやに聞いておりますが、この町で、今後の計画、そういうものがあるのか・ないのか、まずお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今後の計画の駆除対策には、山林における成虫を里に寄せ付け

ないというものもひとつの方法であります。それについては、おっしゃるように、まあ、街灯に群がるということになりますので、今後、予算をお願いしながら、逐次、替えていくのもひとつの方法だというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） だから隣町では、もうやったということが今日確認した中である中で、それを考えるのも方法かなではなくて、もう私は、現実的に今、町内に、商工会で町の補助事業でやった結果、商店街の街路灯が全部 LED 化しております。その結果、その街路灯には全然、マイマイガが寄っていないという現実がございます。それを見ても、そういうふうにしたほうがいい。現実的にもう、中心部は LED 化になっているということなので、あと残った各集落の防犯灯関係を早急に LED 化する。これは当然ではないのかなと思います。今の課長答弁ではなくて、もうちょっと進んだ答弁を聞きたいんですが、できないですかね。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 寄せ付けないのがひとつの方法でありますので、それに対処するため、来年度に向けて町内での協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 是非、今のようにお願いしたいと思います。それから、先ほど1番目の議員の質問にもございました。それから、この町、6月ですか、ユネスコエコパーク認定になった後でのいろいろの議論の中で出てくる言葉に、スピード感が問われていると思います。何をやるにも、とにかくスピーディーにやる必要があると思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。高齢化が進む我が只見町での介護予防活動の実態と今後ということで質問させていただきました。この中での答弁で、まず、ゆう悠クラブですか、それから出てきたのにおたっしや教室、いきいき・ふれあい教室。この三つの、現在、どういう人達、人数等含めて、どのような人達がおられるのか。人数等をまず正確にわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） まずあの、ゆう悠クラブでございますが、ゆう悠クラブにつきましては、実施のほう、8月から11月というような中で、約11・2回の中の実施を行

うというようなことをございます。それである、人数でございます、1回につき大体20人前後というような内容で実施をしているということをございます。それから、おたっしや教室でございます、おたっしや教室につきましては、

〔「集落の数でいいです」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（横山祐介君） 集落は3地区それぞれ4集落ということで、今後またそのとりまとめ中ということをございます、これもあの、秋から冬にかけての事業ということをございます。一応あの、3地区の4集落での実施を予定するというような内容でございます。それから、いきいき・ふれあい教室につきましては、年間約10回ぐらいの開催ということで、食生活改善推進員の人に、いろいろその食からの健康づくりだとか、生活習慣病等の予防にかかる部分での実施をお願いしているというような内容でございます。

〔「何人くらい」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（横山祐介君） 平均というか、7名とか、13名とか、というような、大体10人前後の参加というような内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） まあ、様々なこの介護予防事業の活動実態ということだと思います。昨日、一昨日ですか、その、敬老会ございました。私も朝日地区に参加させていただきました。年々、数が増えているのかなと。明和地区に至っては数が多くて湯ら里での実施になったということをございました。3地区で650人ですか。の参加があったと聞いております。そういう中で、あれは、あそこの敬老会にご参加いただけるご老人の方々は健康な人達が主だったと思います。あの人たちが毎年、敬老会に出られて、80・90代、それから、あのときの教育長の話で、全国で5万人ですか、100歳以上。その中で只見町では7人の100歳長寿の方がおられるという話も聞きました。まあ全員100歳以上になってもらえらったでまあ、町でも大変ですが、とにかく長生きしていただけるような環境が一番重要なのかなと思いますので、是非、この取り組みは今まで以上に頑張ってくださいたいと思います。

それから2番目の、活動団体の育成と活動拠点の現状、整備計画ということでの先ほどの答弁ございました。まあ数集落でいきいきサロン事業を実施されている。そこに保健師を派遣するなどの支援をしてまいりたいということをございましたが、その数集落のその活動実態ですか、まあ何人くらいの方が集まって、どういうことがされているのか。そして、その

保健師を派遣してどのような支援をされるのかお聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） ちょっと細部までは確認はしておりませんでした。例えば小川地区でありますとか、檜戸につきましても、回数的には2・3回というようなことで、集落内にいらっしゃる高齢者の方々のその集まりの場等の提供をしているというようなことでございます。で、サロンのものにつきましても、今後、先に話の中で出ました、ゆう悠クラブだとか、おたっしや教室、あるいはいきいき・ふれあい教室等の回数の増加であったり、あるいは参加者の増加を図っていった中で、プラスアルファとしてこのいきいきサロン事業等に取り組んでいらっしゃるその集落なんかも巻き込んで、さらにその介護予防のほうに、介護予防のほうの推進を図っていくというようなことで今考えているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 数集落、今聞いた中では、小川、檜戸だけですか。

それでこのいきいきサロン。課長は出られたことありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 小川地区、それから檜戸はまあ。実際やっているんですが、まあ曜日の関係、曜日というか、2回実施されたものについては出ておりません。小川地区については1回だけ参加をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 小川は私も参加させて、何回かしたことがあります。どうですか、あの内容は。課長はどのように考えて、今後の展開、今、説明では、ゆう悠クラブとか、おたっしや教室とか、そういうものにどうのこうのとおっしゃいましたが、今、出た感想、それからそれをどのように展開されるのか、もうちょっと具体的にお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） まあ参加した、その、なんていうんですか、その時の実感というのは、高齢者の方々が一箇所に集まって、まずは楽しくその時間を過ごされていたなというふうに思います。結局その、みんなと一緒にこう、話をしたり、食事をしたり、あるいはその中であの、先ほどのその、保健師等によるその健康づくりの話であったり、運動であったりとか、そういうのを今後することってというのは、やっぱり非常に大切なことだという

ふうに思いますし、その実施される集落等が増えていけばいいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） ここで、活動団体の育成というところだと思うんですね。この実施している、その小川、それから檜戸というところで、やはりその地域の高齢者にはなっていない世代の人達、区の役員とか、婦人会とか、その地域の人達が中心になってやっている活動だと思いますが、この人たちに対する町等々の支援が何ができるのか。こういうところを考えて、それで有効的な支援をしていくということが、この活動が育っていくというか、広がっていくというか、そういうことに繋がるのではないかなと思います。その辺のところは課長は参加してみて、今後、どのようなことが必要かなと思ったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） やはり、受け入れという部分も必要に、受け入れしていただくというようなことも必要になってくるかと思っておりますので、そこら辺のその、まあ、重要性というか、そういうのをその、根強くまあ、理解していただくような、そういう話をしたうえで取り組んでいただくというようなことをしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） まあ、再三申します。本当に高齢化が進むこの町で、やはりまあ、高齢化はまあ、進んでいるのが現実で、そういうお年寄りが多いわけですから、ただ必要なのは、そういうその医療・介護が必要のない元気なお年寄りを増やしていく、一人でも多く元気な老人になって、病気になるような人はできるだけ出さないようにする工夫とか、仕組みとか、活動だと思いますので、今課長が言われましたように、それを目的に頑張っていたきたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは最後の質問、道の駅整備計画についてでございます。今、答弁がございました。その中で、25年度やってまいりまして、26年3月に構想策定業務委託成果報告書が出たわけでございます。この説明も委員会で受けたやに記憶しております。その説明の中で、その成果報告書の中で、一番最後に、今後のスケジュール等々ありました。この中でも、委員会でも発言させていただきましたが、町長との3月の答弁でも言いました。その、なんとか委員会、検討会、どうのこうのは、今までもずっとやってきたと思います。今必要なのは、

ともかく、そこからもう一步踏み出して、実際に現実的な対応のできる組織にして活動することが必要だということで、設立対策準備室の設置をまずやって、取り組んでいただきたいというようなことを再三申しました。そういう中で、今の答弁の中での、こういう内容だと思いますが、詳しく、今後の具体的なタイムスケジュールも含めて、本当にこれを造る気があるのか・ないのか。それも含めて具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 道の駅のご質問にお答えしたいというふうに思います。

この事業。まず、取り組むべきかどうか。それをまあ、25年度の基本構想の検討委員会の中で、造ることありきではなくて、この地域に道の駅が必要なのかと。ある場合にはどういったものでなければならないのか。どういったものを造っていくのか。そういった意見交換を町民、それから地域のいろいろな業者さん、関係団体の方を含めた14名の体制でこの検討委員会を立ち上げ、協議してまいりました。その結果、この只見型道の駅を造るのであれば、やはりこれだけの交通量や人口、こういった条件不利域の中で、他地域にはない、只見に特別な道の駅をと。その特別な道の駅を造ることであれば、この地域に道の駅はあってもいいだろうということの意見でありました。よって、ではどういったその道の駅が只見に造ればいいのかということ、様々に意見提案をいただいて、今、基本構想の中からさらに絞り込んだ基本計画を策定するために、今年度、事務局案としてその基本計画を、策定案を作りました。それを基に現在、今、第1回目の検討委員会を開催しまして、具体的な位置的なところであるとか、それから、どういった機能であるとか、どういった組織であるとか、そういったところを個別具体的に今検討をしているところでございます。で、これはまだあの、結論がまとまっておりませんので、今ここで説明できる段階ではありませんが、今後、1回、2回の検討では十分ではありませんので、今後はその検討委員会を町民の方にも公開しながら、その検討委員会を進めていこうと。そして、それには町民の方々にも理解や意見や、そういったものをいただく機会を設けながら、そして、只見型道の駅を整備していきましょう、造っていきましょうということを確認したところであります。そのための、まず、基本的なコンセプトとして、この地域の人がどう関わり、そこに集い、活躍できるか、活動できるか。そしてあの、町長答弁にもありましたように、より多くの地域住民が関わって、喜び集い、多くのそこに観光客が集まる、そういった道の駅を造っていきましょうということの結論であります。それにつきましては、現在、その体制準備室ということまで具体的に

はいきませんが、その体制づくりを年度内につくります。検討いたします。そして27年に基本設計に至るまでの運営体制の組織化を図ります。そして、翌28年には実施設計と人材育成を行いながら、3年後の29年に着手したいというようなことで現在進めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 全部、その、なんですか、検討委員会、どういう人が集まっているのかわからないが、まあ、その中で全部準備して、そして、何年かかけて検討委員会が基本計画。そして基本設計。運営組織の設立・検討。組織を設立して、そしてもう施設をつくる。私あの、何年間もこの道の駅で、まあここでも質問等話させていただきましたが、施設を造る話。どこに造るとか、どういうものを造るとかっていうことの前に必要なものがあるでしょって話を、もう口酸っぱく言わせていただいたんですね。ともかく、やる人が中心になって、今言ったことを考えなければ、検討委員会でそういう人達が検討をしたと。さあ、それで募集するから来てください。この内容でやりますから、この内容わかる人だけ集まってもらえればいいですよというような形でやって、俺は成功したためしはないと思うんですよ。やっぱり、だから最初からその設立準備委員会の設立は、私は例えば町の職員の中で専従職員は必要だから、二人とか三人とか、それになっていただいて、あとは広く、全国でもいいですよ。本当にやる気のある人を公募して、入っていただく。ただその内容を精査して、それを組み立てていくには、3年とか5年とかかかるんだから、その人達の生活も必要だから、それは臨時職員として採用して、その中で、それは人事異動も何もなしで、それは3年とか5年はその役場職員は中心になってやる。そして、そのほかから入った民間の方も中心になって、いろいろの一つ一つの課題があるのは、勿論、課長も知っていると思いますが、それをやるために3年・5年が必要だと。それで見えてきたものに対して、じゃあどこに造るのか。どれくらいの規模の、どのような道の駅を造るんだという展開にならなければだめじゃないですかという話は再三させていただいたように自分は思っております。そして、理解も、まあされてきたのかなという、自分だけでは思ってたんですが、今、課長が言われたようなスケジュールで、の計画で、はたしてちゃんと実行できるのかなというふうに疑問を今、私は感じました。まあ、それはそれで、ともかく始まったわけでございますから、私の今言ったようなことも念頭に置いて進めていっていただきたいと思います。

それではこの中で、答弁の中で、多くの農家の人、町民の関わりとありました。本事業の

目的は、地域産品に付加価値を付けた商品として町内外へ販売していくことだと考えております。そのために重要なことは地域資源の掘り起こしと、多くの農家や加工業者が特産品開発や6次化産業に関わり、という説明でした。ここのところ、今、私はちょっと理解できないんですが、まずこの中での、多くの農家の関わりというのはどういうふうに捉えていらっしゃるのか説明して下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 町長答弁の中にありました、この多くの農家や加工業者の関わりという部分でございますが、これはやはりあの、この事業は道の駅を造ることが目的では、最終目的ではないというふうに思います。それは大塚議員もご承知だというふうに思いますが、この地域のそういった資源をどういうふうに活かして、それを商品化し、経済活動に結び付けるか。それには地域の農産物や加工業者が、これが必要不可欠でありまして、どういったものを造るから、どれだけの1次産業で農家の方に協力してほしい。または、こういった場所の提供、販売の場所の提供を町のほうで用意するから、ここでどうぞ、直売的な農家の参加をしてほしい。そういったことでいろんな農家や加工業者の関わりは必要不可欠でありますし、その中で、6次化、地域の産品を使った商品化というのは、これはもう必要不可欠ですし、この成功がなければ、この道の駅の成功はありません。また、この6次化の成功があれば、むしろ道の駅はなくても、そういった経済的な活動展開にはなっていくのかというふうに思いますので、そこの部分を基本構想・基本計画の中で具体的に描いて、議員おっしゃるような、その後、具体的な基本計画の中でどういう動きをするのか。それによって人材を確保して組織化していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今言われること、ごもっともだと思います。そういうことだと思います。私聞いたのは、その多くの農家ということの関わりということ、私の言った意味は、まあ、ちょっと数字的には、1回、農林振興課長に聞いたほうがいいのか。その、例えば只見町にどういう農家、例えば認定農家、トマト農家とか、奨励作物農家等、それから中小零細農家含めて、どのような構成になっているのか。これを聞いてからのほうがいいのかと思いますので、その辺の数字、ちょっと説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ただ今のご質問でございますけれども、ちょっと細かい数

字というのは

〔「大体で良いです」と呼ぶ者あり〕

○農林振興課長（二階堂一広君）　　というのは今持ち合わせてないんですけども、認定農家につきましては、現在のところ約50農家程度になっていたかと思います。詳細についてはちょっと、申し訳ありませんが。そして、そのほかについてはですね、その認定農家のほうにつきましては、大規模農家というのが、まあほぼ、こちらに入っているということでございまして、残りの農家につきましては、小規模農家、あとは販売を行っていないでまあ、やっという方もいらっしゃるという方もいらっしゃる

〔「それがどれくらい」と呼ぶ者あり〕

○農林振興課長（二階堂一広君）　　数字については、申し訳ありません、詳細には把握しておりません。

○議長（齋藤邦夫君）　　9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君）　　この認定農家は奨励作物等々のトマトであったり、米であったり、アスパラであったり、花卉類であったり、こういうことを大規模にやっという農家が50農家くらいということなのかなと思います。それから中小零細で、もう、人に、農地はあるんだけど、自分でなかなか歳とってできないとか、そういう人含めて、中小零細かな、その、先ほどの2番目の質問で健康に対する質問をしましたが、やはり、体もまだ健康だから、ある自分の田んぼであったり、畑を使って農作物を作るといような感じに捉えられるような農家の数だと思います。600とか700とかはあると思うんですけども、まあ、私が言った多くの農家の関わりという部分はここだと思っているんですけども、その健康で長生きするそのご老人、自分の家に持っている畑とか田んぼとか、田んぼはもう任して、その認定農家の人に耕してもらって米作っていると思うんですけども、その残った畑で、自分で作りやすい、今、作物作っていると思うんです。今年なんか、まあ、あちこちから私のところにも電話あったんですけども、スイカいらんかなんていう人、一日何人も電話もらって、うちでもばあちゃん作ってるからいらねえやなんて言ったことがあったんですけども、とにかく、作りやすい作物を作っているような農家の人がいっぱいいると思うんですけども、で、まあ、やはり、人間、土に接しているのが一番安心して落ち着くみたいで、とにかく作るんですけども、で、作物がなった時に、今度はその処理に困るわけ。自分のうちで食べられるのは限られているし、で、最初採れた時、隣近所の人とかにあげたりして、そして遠くにいる

自分の子供とか孫に送ったりして、それでもやっぱり余して、というような状況だと思えます。少ない自分の年金から、その送る、宅急便で送ったりなにかするという姿も見受けられるんですけども、やはりその、俺がその道の駅のその作物、1次産業で作ったり加工したりするという部分の対象農家は私はそこだと思っているんですよね。そういうところの検討も必要ではないかなと思っているんです。そういう農家の人に、自分で好きな作物でなくて、やはり、この町でどういう作物を作って、そしてどういうその農作物の加工品を作るのか。そしてどういう販売をしていくのか。それを練ったうえで、本当に十二分に検討しなきゃならないと思うんです。それで、それに必要な作物を、そういう農家の人に、お年寄りの人に作ってもらおうと。そしてそれで、年金生活者の人に、年金の収入だけでなく、本当にいくらにもならないと思いますが、その小遣いの足しになるような、そういうのをやって、そういう仕組みをつくって、そういうのに参加していただくというのが必要ではないかなと思って、私この産業の6次化であったり、その終着点が道の駅なのかなというふうに考えて提案を、議論をさせていただいてきたつもりであります。

まあ、私のこの多くの農家の関わりということについての私の考えについて、課長、どう考えて、まあそれが、今後の展開にちょっとは参考になるのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） この道の駅を通じて、多くの農家の方が関わりを持つという、その意義ではありますが、これについてはあの、大塚議員がおっしゃるとおりで、この農業の技術だったり、この経験、こういったものは、言い方はあれですが、高齢の方、年配の方、私達にはとてもあの、及ばない、大変な技術と経験を持っていらっしゃいます。またそういった方の活躍が道の駅には欠かせませんし、さらには、この後、質問もあるかと思いますが、この地域の景観形成にも欠かせないものだというふうに思っております。これを道の駅で捉えた時に、やはりあの、小規模の耕作されている方を救わないと、救わなければ、広く、多品種にもっていく必要もあると。その時に一番問題になるのは、そのことも検討しているんですが、どうやってそういったものを広く集めるか。一部の人じゃなくて、一部のその大規模農家じゃなくて、もっと小規模の農家の方でも気軽に参加して集える、そういった仕組みをどうしてつくるか。それは、やはりあの、待ち受けていては難しい。つまりは、こちらから取りに行く。そういったことが必要ではないのかなと。これはあの、情報提供も、情報収

集も含めまして、いろんな意味でものを取りにいく、そういったシステムをつくっていかないと、この道の駅にはきちっとした事業化は難しいのかなというふうに考えております。ですので、今ここで、じゃあ、その取りにいくのを具体的には今申し上げることはできませんが、そういったことを構想の中には検討をしているといったところでご理解いただければというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） それでは、今、課長言われたとおりだと思います。ここに、最後に書いてあります。より多くの地域住民が関わり、喜び集い、そこに多くの観光客が集まる只見型道の駅の整備実現に向けて推進してまいりますと、締めくくってありました。答弁に。是非、そのように一日も早い実現に向けて頑張ってくださいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、9番、大塚純一郎君の一般質問は終了いたしました。

3時10分まで、暫時、休議いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、新國秀一君の一般質問を許可いたします。

5番、新國秀一君。

〔5番 新國秀一君 登壇〕

○5番（新國秀一君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

質問項目、6項目ございますので。

1、ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書について。平成23年7月の豪雨災害当時、町の公式見解は協定書は存在しないという結論になってはいますが、今現在もそれで間違いがないかお聞きいたします。

二つ。小規模水力発電に対する町の今後の方針について。ユネスコエコパーク登録後、エ

コエネルギーに町はどう向き合われていくのかお聞きいたします。

3、町職員の超過勤務手当について。町長の超過勤務に対する基本的な考え方を示していただきたい。

4、町の住宅政策について。今後の計画と予定していた只見町堂間下地区の開発はその後どうなったのかお聞きいたします。

5、復興基金について。現在の推移と今後の見通しを示していただきたいと思います。

6、本年7月の水害について。新町下の農地水没の対応についてお伺いいたします。

以上、6点です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 一つ、ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書についてであります。平成23年7月の豪雨災害当時、ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書は存在しないという結論に間違いはないかというご質問でございますが、豪雨災害後に町と電源開発双方で確認いたしました結果、協定書という形で明文化されたものはないという結論に至っております。なお、平成24年6月25日、只見町長と電源開発株式会社東日本支店長とで、ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定を締結しております。

次に、小規模水力発電に対する町の今後の方針についてであります。ユネスコエコパークは自然と人との調和と共生を目的とする取り組みです。本町にはクリーンエネルギーといわれる水力発電施設が立地しております。田子倉発電所は総出力40万キロワットで、日本で2番目の出力を誇る水力発電所です。本町がエコエネルギーに貢献している事例と考えます。さて、町内で大規模水力発電はしているが、その電気を利用することができない仕組みが現在の電気供給のあり方だと思います。本来、只見で作った電気は只見で消費する。いわゆる電気の地産地消ができれば理想だというふうには考えてはおります。ご質問はエコエネルギーに町はどう向き合っていくのかでございますが、現在、太陽光発電については住宅用太陽光発電システム設置モデル事業補助金を設け推進しております。また、木質バイオマスについても取り組んでおります。小規模水力発電に対する今後の方針ですが、町内では現在のところ水利権等の課題もありますので、今後更なる検討が必要であります。

次に、町職員の超過勤務手当についてであります。超過勤務手当につきましては職員の

給与に関する条例第15条の規定に基づき、支給しているところであります。時間外勤務の基本的な考え方ではありますが、長時間にわたる時間外勤務は職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、職業生活と家庭生活等との調和にも支障があることから、過度な時間外勤務実態が生じないよう取り組んできております。また、改めて言うまでもなく、時間外勤務はあくまでも臨時の必要がある場合において命じることができるものであり、日常的に効率的な業務の進行管理に十分に努め、必要最小限にとどめる考えで取り組んでまいりました。しかしながら、原発事故や豪雨災害以降においては、町民生活の安定と住民福祉の向上のため、やむを得ず時間外勤務が増加する実態が生じたことから、業務量に応じた人員配置の見直し等を行い、改善を図ってきたところであります。一方、国においては職業生活と家庭生活の両立を支援するという観点に留意しつつ、政府全体として更なる労働時間の短縮に取り組むこととし、特に超過勤務の縮減に重点的に取り組むこととされております。以上の点を踏まえ、時間外勤務の縮減を図っていくことが職員の健康障害を防止するとともに、心身のリフレッシュを促進し、結果として職員の士気を高め、公務能率の向上に資するというのを再認識し、効率的な業務運営に努めてまいります。

町の住宅政策についてであります。今後の町の住宅政策としましては、町営住宅のストックを効果的に修繕・改修を進め、居住環境の維持向上を図るとともに、建物の老朽化対策を検討してまいります。また、目的に応じた住宅建設や改修への支援、民間資本を活用した賃貸住宅の提供等、直接供給方式によらない住環境の整備や、現在行っております冬期間の住宅管理に係る克雪対策事業を継続して行っている考えであります。次に堂間下地区についてであります。現在、整地工事に向けた手続きを行っております。今後は、若者定住対策等に結びつく新たな住宅向けの土地創設に向けた検討を行ってまいります。

復興基金についてであります。平成24年度に4億円を積み立て、平成25年度は5億円を積み立てました。これまでの支出でございますが、被災者生活再建支援事業では9月16日現在、175件、3億731万9,000円を執行しております。このほか、防災無線LAN整備事業に1億6,000万円、スーパープレミアム商品券発行事業補助金に1,060万円を計上しております。また、本会議におきまして、スーパープレミアム商品券発行事業補助金、中小企業等豪雨災害復旧・復興支援補助金の補正予算で基金を財源とする計上をお願いしております。さらに今後の見通しであります。農林振興事業、田子倉レークビュー改修整備事業、只見沢無料休憩所整備事業、青少年旅行村宿泊施設整備事業への基金の活

用を考えております。さて、ご存じのように基金の処分は平成26年度までとなっておりますので、今後、処分期間の延長について県と協議していきたいと考えております。

本年7月の水害についてであります。7月9日の大雨により、只見用水の只見川流末に近接する大字只見字新町地内の一部農地が冠水しているのを大雨被害調査中の町職員2名が確認をしております。只見用水の只見川流末には新町排水ポンプ場が設置されており、只見川の河川水位にかかわらず一定量の排水が可能な施設となっております。新町排水ポンプ場の管理については、町との協定により只見区が管理を行っております。当日は只見区の担当者が新町排水ポンプ場のポンプ起動操作を行っておりますが、大雨被害調査中の役場職員が新町排水ポンプ場の近くを通りかかったため、只見区の担当者の求めに応じ、ポンプ起動操作の補助作業を行っております。今回の農地の冠水は只見用水の排水能力を超える大量の雨が短時間に降ったことが主な原因と考えられますが、新町排水ポンプ場など集落が管理をしている農業用施設については、操作マニュアルの整備等、管理者が必要時に円滑な操作が行えるよう支援を検討してまいります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） それでは、個別に質問させていただきます。

1番と6番については関連がありますので後ほど質問させていただきます。

2番の小規模水力に対してですが、過去、2年前ぐらいですかね。町当局も、行政のほうも、民間のほうも、小水力については研究調査を進めてきました。たぶん同じような結論が出たのではないかと。有望地はあったのではないかと思います。にもかかわらず、なかなかその、まだ検討してまいりますでは、やる気があるのか・ないのか、まずお聞きしたいんですが、担当課はどこで、どう取り組んでいくのか、もう一度お聞きします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それではあの、2番目の小規模水力発電に関する関係で、エコエネルギーという関係でありますので、その担当課ということで話をさせていただきます。議員おっしゃるように、何年か前から、町内、有志の方が集まられまして、そういった研究、勉強会をされて、そういったご要望、ご提言があったことはそのとおりでございますし、町といたしましても、議会の予算をいただいて、福島市町村支援機構のほうに、その調査をお願いしたという経緯はございます。また、その調査結果についても報告書という形で説明の

機会をいただいたというふうに記憶しております。その後、水利権、有望なところとしては只見用水の取水からまもないところですけども、そこを有望として検討をしてみました。水利権等々の問題がございまして、そこについては非常に難しいという判断をして説明をさせていただいたというふうに記憶しております。その後、その話と直接結びつくものではないかもしれませんが、軽水力発電機という発電機を、これまた議会のご理解をいただいて1台購入して、只見用水を使った発電のあり方としては軽水力発電機ということで、現在それを活用していきましょうということできりまとめをさせていただいたという経過がございますので、小水力発電については、現在の段階では、只見用水含め、ほかのところも含めまして、具体的にどこを、どういうふうにやっていくという具体的なものは俎上には上がっておりません。

〔「担当課はどこだ。担当課は」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） エコエネルギーという関係では総合政策課ということがございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） ということは、検討をしてみましたと言いながら、小水力については何の具体的な話もないということによろしいかと思えます。

それから、木質バイオマスについても、取り組んでおりますという答弁なんですけど、どのように取り組んでいらっしゃるか。どこまで進んでいるのか。その辺をお聞かせ下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それではお答えいたします。

木質バイオマスの取り組みについてでございますけれども、こちらにつきましては、今年度の当初予算ということで、湯ら里への木質バイオマスボイラーの導入ということで、調査設計費の予算をいただいているところであります。それで、現在のところ、福島市町村支援機構の提案をいただいている事業内容につきまして、市町村支援機構とその内容についてですね、内容を詰めているというところがございます。今後は、その詳細設計契約に向けまして作業を進めているという段階でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） いや、わかりましたが、いつ頃、実用化、配置になるのか。そこら辺までの検討をされていますか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 今年度中には実施設計のほう、契約をしまして、来年度、建設の内容につきましては、今のところ、実施できるとしますと、来年度に実施できるのではないかというのが今の見込みでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） じゃあ、来年度なさるんですね。

それからあの、小規模水力でもう一つお聞きしますが、その水利権の課題もありますと。いったいその水利権を主張しているところはどこで、何の課題があるのか、詳しく説明していただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 水利権につきましては、大きく言って、議員ご承知のように、許可水利権と慣行水利権でございます。河川法という非常に大切な法律と申しますか、そういった制限がございます、現在は慣行水利権の中で只見用水は取水されてまして、只見区を中心として農業用水等、防火用水等含めて、そういった只見区住民の方々への日常生活、農業生産活動のほうにその水が使われているということでございます。只見ダム建設時、遡ればもつとりますけれども、喫緊で言えば、最近で言えば、只見ダム建設時に、新たなダムができた、できるわけでありますので、そういった条件の中で、従来の流量は確保するという中で電源開発と町のほうで一定の流量を確保するというので、今、只見用水のほうに取水がなされております。その辺は、慣行水利権というのは、また福島県のほうに届出して許可を得ると手続きがありますので、慣行水利権は一度手放してしまいますと二度と手に入らないというものになりますので、その辺の現在の農業の状況、生活用水に必要な流量、あとは養魚場等々ございますが、そういった必要な流量をきちんと確保していくためには、現在の慣行水利権の中での取水流量確保が大事なことだというふうに思っています。それを小水力発電をやったがために、国土交通省のほうであります、許可権者は。その結果として、当初思ってもいなかった慣行水利権を結果として手放さざるを得ない状況になって、許可水利ということに万が一なってしまうと、それは只見住民の方々を中心とした、著しく、従来の権限と申しますか、既得権を棄損するということになりますので、その辺のところは十分見極めて、押し量りながら進めていかなければならないという状況がまずもってあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） その水利権の問題で、町が今後、努力して、その水利を使う、町が使うというか、使わせていただくということは不可能な話ではないと思いますが、そういう努力は今後なさるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） その水利権の問題を確保、解決して、小水力発電を導入するという、議員ご質問の方法で進めていくということが一つと、もう一つは、今現在、固有名詞出しますが、会津電力という会社が設立されております。そこは地元に着した、新たなエネルギーを確保していきたいという会社でございます。そこはまだ、まだまだ、設立されて日時が浅いところではありますが、そういった方々との意見交換も時折重ねておりますが、福島県のエネルギーをどういうふうに確保していくかという、非常に大きな目的を持って設立された会社でございます。そういったところも含めた新たな、性能も含めた新たな確保対策ということも考えられる時期がやってくるかもしれません。そういった意味で大きく二つありますが、まず、今、議員お聞きのところは前段の水利権のところですので、その辺は国土交通省、近隣では阿賀川河川事務所ですけども、そういった許可権者がこの水利権に関しては大きな許可権、権限を持っておりますので、そこら辺のことは十分見極めて、将来に向かってそのさらなる検討というふうに町長から申し上げましたけど、その検討自体についてはあきらめないでやっていきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） はい、わかりましたが、先ほどもおっしゃいましたように、軽水力発電装置、去年、Cappa だとか何とかっていうやつが300万ほどで購入したわけですが、その後、どのような有効活用をされているのかお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 軽水力発電については、ただ今、養魚場の排水を利用してイルミネーションを設置しております。しかしながら、ごみ問題等で、現在、点灯したり、しなかったりすることがありますので、納入業者と調整を3回ほど行っている状態です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 先ほど課長もおっしゃいましたが、その軽水力発電で終わりのような話をしないで、せっかくエコパークで自然を愛する町、自然を保護する町なんですから、積

極的に小規模発電やエコエネルギーとか、再生可能エネルギーの努力をしていただきたいんですが、町長、そういう、町の方針としてそういう方針は出せませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） そこは先ほど申し上げた、いわゆる検討として申し上げたところです。ただ、現実的には、従来、課題となっていた場所は水利権の問題で非常に、積極性を取ること自体がなかなか容易でないというところもございます。しかし、今現状にある水路、水量を利用する、そういったことでやること自体が、エコの町としての、只見としての相応しく、且つ又、設置した事業目的が、非常にその、効果的だったり、課題にマッチすることであれば、それはやぶさかではありません。また、今後ともその、従来の水路を活用してもですね、小規模のその発電機自体の技術的な革新等々も、勿論今後も、もっともっと進んでいくでありますから、ひとつその、設置すること自体も大事ですけれども、その目的ですね、設置する目的自体が、只見町の目指す町づくりに、やはり合致するということが十分検討しながらやっていくことが大事だというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 是非、積極的な検討をしていただきたいと思います。

時間ありませんので、ほかの質問もありますので、次に移らせていただきます。

3番の町職員の超過勤務手当について、もう一度お聞きしますが、本来、時代は成果主義なんていう言葉が世の中に蔓延りはじめています。仕事の効率は、現在どこでもパソコンを使用したり、かなり効率が上がっているのではないかと思います。長時間残業しているのは、仕事の配分に問題があるのか。職員の能力に問題があるのか。個人のことでですから、詮索することはできませんが、町職員の超過勤務についてもかなりの差があるような話もされる方もおります。特定の人が長時間の残業をしているような情報もありますが、職員の平均的残業時間を聞こうと思ったんですが、時間がないので聞きませんが、この答弁書の中にも三つ書いてあるんですね。取り組んでおります。改善を図ってきたところでありまして。最後が努めてまいります。少なくとも努力されてはいるんだろうとは思いますが。努力されているのであれば結果を出していただきたい。一昨年よりは去年、去年よりは今年と、残業が減っていますよと、見えるような、町の方針なり、管理者の努力が必要だとは思いますが、その辺はいかがですか。一言お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 今ほどのあの、職員の時間外勤務についてでありますけども、決してその、多いことが良いとは思っておりません。効率的な仕事の進め方、そういったことについても、業務の中で改善を図って進めてきてはおりますけども、総体的な職員の、職員数がだいぶ減らしてきておりますので、そういった面もありまして、一人当たりの業務量というものは決して減ってきている状況ではないと、そういったような経過がございまして、なかなかその減少につながってこないという部分もございます。

それからまた、町長の答弁にもありましたけれども、原発事故以降、放射線対策、風評被害対策、そういった部分でありますとか、豪雨災害復旧事業もまだ全て完了したわけではございませんので、そういった突発的などいいますか、特異な理由によります業務というものが結構嵩んできておりまして、そういったようなこともございまして、超過勤務についてはなかなか、急激に減少するというような状況には至っておりませんが、改めて言うまでもありませんけども、決してその、多い状態が正常というふうには思っておりませんので、今後も引き続き、時間外勤務の減少をさせていくと、効率的な業務を心掛けていくと、そういったようなことで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 本来、超過勤務というのは、上司にお伺いを立てて、上司の許可をもらって仕事をするというのが正常な状態ではないかと思えます。特殊な事情があったことは理解できますが、残業がその、超過勤務が当たり前のような業務体系は間違ってます。間違っているのなら、なんとか手当をするとか、職員の配置を換えるとか、総務課長がやるべき仕事はそこら辺ではないかと思えます。個人のこともいっぱいありますので、これ以上突っ込みませんが、努力をしている、見直している、取り組んでいるというのであれば、結果を出さないと誰も理解できません。今後の、まだずっと永遠と仕事は続くわけですから、努力の結果を見せていただきたいということを言ってこの質問は終わります。

4番目の住宅政策についてですが、町の住宅政策が、なんか最近、変わったように思います。一つにはその、先ほど町長も答弁の中で、民間資本を活用した賃貸住宅の提供等と。町が本来やるべきことを、その民間資本を使ってやると。これもまあ、一つの方法ではあったかと思えます。しかし、我々、ひとつも聞かされてなくて、桜が丘みらいの集合住宅に関してはいきなりのお話ではなかったかなと。

それから、以前から当局から示されてました、その2番議員がよく言われる心中坪の住宅

計画ですが、あれは国の資金も入っていたように思いますが、繰越されたのは知っていますが、具体的に今後どこまで進めていくのか、ひとつお聞かせいただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず、住宅政策に関しましてですが、変わってきたというご意見でございますが、それはまあ、時代のニーズに合わせて変化をしているというように考えております。まず、公営住宅を整備をしておりますが、それは公営住宅法に基づきまして、目的を持って整備をしてきたものでございます。それが、続けている中でそれでは済まなくなりまして、様々なニーズ、いわゆる若者が住みやすい、それとか子供世帯が住みやすい住宅ということで変わってきております。それも準備をしながら、そして今の賃貸住宅ということにもつながってきているわけでございます。なかなか公営住宅法は制限がございまして、自由に入れられないということでもありますので、自由に入れる住宅を供給して、定住に繋げるのが我々の務めかなというふうに思っております。

次に、心中坪、堂間下地区でございますが、繰越事業として今年、事業の手続きに入っております。なにせ工事量の増大、人員の不足ということもございまして、繰越事業というのが増えております。その中でも請負業者さんが様々な努力をされまして、その社会要求に応えていこうと言われて努力をなさっているところでございます。これも近々、入札に付する予定でございます。そして、答弁書に書いてありますようなものも視野に入れておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） わかりました。

それともう一つ、住宅問題で聞きたいんですが、仮設住宅のその後の利用についてですが、前に議会や委員会に説明があったのは教員住宅として再利用するというお話がありました。不足している教員住宅に再利用できればいいかなと私も思っていました。昨今、旅行村のコテージとして再利用するというお話がありました。方針転換なされた理由は何でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 仮設住宅の再利用の件でございますが、これにつきましては私もこの3月まで教育委員会で教員住宅の対策を担当させていただきました。そういった中で、それを教員住宅で再利用という検討もしてきたわけですが、様々な、これは奥会津学習センター等を含めまして、様々な状況等鑑みまして、総合的に判断して、この仮設住

宅は教員住宅には利用しないという町の方針を決定したところでございます。その方針を受けて、であれば、この仮設住宅を、現在、旅行村にある一番古い宿泊棟、東バンガローであります。築40年近く経ってございますが、そこがもうかなりの老朽化になっておりますので、その再利用を旅行村で検討して、旅行村の宿泊数の増による観光振興に結び付けたいというようなことで今回計画したものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） いや、それは結構なんです。不足している教員住宅の対策はどうなるのか。それも一緒に含めた計画でないとなかなか理解し難いんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 教員住宅につきましては、不足している状況については、過日の本会議、あるいは常任委員会の中で説明をしてきたところであります。で、今、現在、様々なまあ、ハード事業がありまして、そういう中で全体的な調整の中で、今後、教員住宅について、尚、検討しなければいけないという状況であります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） いや、元々不足しているんだから、なかなか検討されても難しいと思うんですが。そういう計画がまだおありにならないということなんじゃないかな。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） いやあの、不足の状況については、繰り返しになりますが、そういう状況の中で、現実的に取れる対策ということで、一つは、空き家の状況、それからあと町が持っている施設の中で教員住宅として寄与していただけるもの、そういった状況。それからあとは人事面で、できるだけその住宅の状況が生じないような形での人事面の可能性も探るといようなことで、現実的にはそういう状況を踏まえながら、進めていながら、ハード面の教員住宅、そういったことの検討に入るとい状況であります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） はい、わかりました。ご努力されていると思いますが、十分に計画を持って、只見に来ては住むところがないなんて言われて、隣村に住んで通っていただいたり、いろいろなさっている状況もござい。教員住宅については不可欠だと思いますので早急な対策をお願いいたします。

それから5番の復興基金についてお伺いします。2年間の限定の基金でございますから、

今後、今どこまでいっているか、先ほどお聞きしましたが、後で一覧表にして渡して、見通しを渡していただいて、その後の計画などを示していただければ、今年度、消化できるのか、処分の延長については県と協議したい、いただきたいと考えておりますなんて悠長なことを言っていないで、今年度に有効活用できるようにしていただきたい。後でこの分の一覧表については町民にもわかるように、どういうふうなところに復興基金が使われたか。おしらせばんでもいいですし、広報ただみでもいいですが、町民にもわかるような資料を提供すべきだと思います。これは終わります。

最後に、1番目と6番目の質問に入らせていただきます。まず本年度7月9日の水害についてお聞きしたいと思います。資料を配付してください。資料がありますので、皆さんに資料を見ていただきたいと。

○議長（齋藤邦夫君） 資料配付を許可します。

〔資料配付〕

○5番（新國秀一君） 時間がもったいないので、配付している間にも質問させていただきますが、7月9日、どの程度の雨量だったのか。水防本部は立ち上げられましたか。お聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 7月9日ではありますが、すみません、今、手元に資料がございませんが、午前中に水防本部は立ち上げをさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 皆さんのところに資料がまわったと思います。なかなかですね、せっかく良いポンプがあっても、こういう状態になってしまうと、もうすでに水害が起きている状況です。先ほどもありましたが、区に委託していると言いますが、おそらくね、あんまりその、動かし方のシミュレーションしてなくて、間に合わなかったのかなというような気持ちもあります。もっとあの、簡単な、簡単な方法で改善できるように、改善できないか。それともう一つ。これ、地図見てもらうとわかるように、一番、直接行ける道路が冠水してしまいます。そうすると、柴倉橋を通るか、その前のサンマートのほうの道を通るか、その道しかありませんで、時間がかかる場合もあります。また、直接行けない場合も今後想定されますが、できればあの、五十嵐辰男さん宅前のあたりに、スイッチをつくってもらって、そこを見ながら稼働できるようなことができないかどうか、検討される気はございますか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 新町ポンプ場の対応でございますけれども、今あの、町長のほう、答弁しましたとおり、これについては只見区のほうに、ほかの農業施設、同様でございますけれども、協定も結びまして、管理をしていただいているところでございます。操作方法につきましては、区のほうの担当者のほうにご説明は申し上げているところでございますが、まあ今回、このような状況になっておりますので、改めまして、操作マニュアル、もっと簡便なですね、わかりやすいもの、整備なりを検討させていただきたいというふうに考えております。あと遠隔操作というお話ございましたが、このポンプ場の構造上、ゲートの上げ下げといった部分が遠隔操作でできないような構造になっておりますので、その点については、このポンプにつきましては、あらかじめ自動運転という設定も可能でございますので、大雨が予想されるというような状況につきましては、あらかじめ自動のほうに操作いただくということも可能となっておりますので、そういった操作方法で対応していただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） そんな良い方法があるなら、こういう状況にならないうちにしていただきたかったなと思います。それからあの、7月9日、どの程度の雨量であったかは誰もおっしゃいませんが、先年の7・29新潟・福島豪雨災害の時にはなかった協定書や確認書が24年6月25日作成されたと聞き及んでおります。その際には水防本部が立つんだと。立てば、記録をする方がいらっしゃると思うんですが、記録をされた方は、水害の記録担当というんですかね。刻一刻と変わっていく状況や、電源開発からの電話の取り次ぎや、そういうものを記録をする係の人がいると思うんですが、その人は設置されたんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 様々な情報を当日、町民の方、関係機関等からちょうだいしました。それにつきましては、町民生活課町民係で対応させていただいております。またあの、不足の折には他課の応援を得るということで対応するという事で努めてまいりました。

○5番（新國秀一君） 記録係はつくったのかって。

○町民生活課長（新國元久君） 町民係で記録係ということで対応させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） それじゃあ、記録係がいらっしゃるなら、記録があると思います。当日、7月9日に、どういう記録がされたか。電源開発からいつ電話がきて、どうのこうのとか、その町民の誰々というところまでいきませんが、そういう記録はあるわけですね。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 電源開発から通知・通報のファックスを受け取ったとか、そういうファックス等の記録は残してございますし、町民の方々からいただいたものについても、ホワイトボード等にまとめる、あるいはペーパーにまとめる等してございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） その際ですが、電発からの放流の、放水の広報があったように聞いておりますが、その後、放水をされた経緯もなければ、水位が上がることもなかったんですが、それについては記録に留めてありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 記録にはございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） では、なぜ、その放水をされないということがわかりながら、町民に知らせなかったのか、その理由を明確に教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） その件についてお答えをさせていただきたいと思います。

まずあの、放流について、私が存じ上げている範囲で三つ、名前を使わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。まずは発電に関する放流であります。もう一つは議員おっしゃるダム放流、もう一つが作業のための放流ということであります。経過を申し上げます。本年1月の下旬でありました、と思いますが、電源開発から只見ダム点検作業、そして修繕作業のための作業放流をするということで通知を受けてございます。送電によりまして、今年の7月末まで作業放流ということで継続をしてまいりました。まずこれを前提にお聞きをいただきたいと思います。そういった中でありますが、7月9日、雨が降りました。こういった状況ですと、ダム放流しなければならないという判断を電源開発はしまして、その通知を町は受けました。それに基づきましてダム放流の注意喚起の放送をしたところでありまして、しかしながら、その後、雨がそれほど続きそうにはない、一定程度の放流をしなくて済むという状況になったという電源開発の判断であります。その一定程度

の放流というのは、通常の発電放水の量を越えない範囲ということだそうであります。これにつきましては、今申し上げましたように、そういうことになりますと、作業放流を行っているので、その範疇の放流増ということで対処できるという判断だったそうであります。そういった連絡を受けました。そういったことでダム放流はしないと、作業放流の延長で行うという判断をしたという連絡は受けました。

〔「町でどう判断をしたか」と呼ぶ者あり〕

○町民生活課長（新國元久君）　しかしながら、作業放流しているということではありますが、何の放送もない中で、当日、ピーク量300数十トンであったと思います。そういった水が流れるという結果になりました。通常、発電であれば、発電をしますという放送をします。そしてサイレンも鳴らします。河道内にいる方々にもお知らせをします。しかしながら、当日、その発電放流ではなくて、作業放流の延長ということでありまして、水が増えても河道内にいる方々にお知らせをする手段はございません。現実的に300数十トンの水が流れました。そういったことから、私どもといたしましては、ダム放流はしないけれども一定程度、発電のマックスぐらいの水、上限に近いぐらいの水は只見川を流れるということでありまして、ダム放流をしないという放送になりますと、放流がないという誤解が町民の方々に生じます。そういったことを防ぐために、決して只見川が安全ではないという状況をわかっていただくということが必要であろうということから、ダム放流をしませんという放送をしないという選択をさせていただきました。仮に、しないという放送をしますと、安全だという誤解があって、河道内に入る、あるいは作業業者さんが作業をする、いろんなことが生じる可能性があります。そういったことを防ぐという目的でありました。結果としましては、ダム放流をするという連絡を受けて放送はしました。その後にダム放流という形でなくて対処できそうだと、ダム放流はしないという連絡も受けました。しかしながら、今申し上げましたように、結果として、ピーク時300数十トンの発電放流の上限に近い数量が流れたわけでありまして、これを住民の方々に知らせないで危険にさらすということではできませんので、ダム放流をしないというような、誤解を与えるような放送はしないという選択をしたということでありまして、こういったことでもありますので、ご理解をちょうだいしたいと思いますし、電源開発に対しましても、そういった一定程度以上の水が流れるのであれば、発電であっても、ダム放流であっても、何らかの周知をしていただくような手段を考えてくださいと。法令の範囲内であったとしても、そういう安全対策を検討してくださいという申し入れをした

ところでありますのでご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） まあ、なかなか理解できませんが、町民はこれから増えるんだらうかって不安に思っているんだから、これ以上増えないとか、放流はないとかっていうほうが町民には親切じゃないかと思うんで、そこら辺、もう一回検討して下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今手元に、時系列の詳細な放流数量の資料がないので、正確には申し上げられませんが、午前中にダム放流の放送をしました。その当時は100数十トンだったと思います。その後、放流量が増加しまして、当日夜にかけて、ピーク時300数十トンの水が流れました。これをご理解をいただきたいと思います。そういった中でダム放流をしません、中止しましたという放送は、流域の方々、河道内にいるの方々、作業される方々に不安を、あるいは誤解を与えるものというふうに考えましたので、しないという放送はしない方がいいだろうという判断でありましたのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 資料を見ていただくとわかるように、こんなときに河道内で作業をする人がいるわけじゃないですか。町民に安心を与える放送を考えてくださいと頼んでいるですから、その検討してもらえませんか。していただけるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃるように、町民の安心安全のための放送を心掛けたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） はい、わかりました。

それからあの、災害本部や防水本部とか、対策室ができると、記録係は必ず、どなたか担当の方が専門に記録なさる方ができるんですよね。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 先ほど町民係で対応させていただきましたと申し上げましたが、メインになる職員はございます。しかしながら、いっぺんに複数の電話、情報が入ることもございます。なので、ホワイトボードに記録をしたり、あるいはペーパーにまとめたりしますが、メインになる職員はおりますが、二つの電話をいっぺんに受けるわけにもいきま

せんので、複数の職員が対応させていただくと。それをとりまとめるという形になってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） いや、複数でも結構です、ホワイトボードでも結構ですが、後でまとめてその資料は作られるんですよね。刻々と動く情報やら、災害の情報は記録としてまとめられて、後で見てもわかるようになっているわけですよね。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 当日のものはまとめてございます。水防本部も（発言者あり聴き取り不能）しましたので、その折にも資料として配付はしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） ということは、3年前の新潟・福島豪雨災害にも、ちゃんとその記録をとる方が何人かいて、ホワイトボードに書いたり、その記録をとる方がいらっしやっただけですよね。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 3年前にも専属の職員というわけにはいきませんでした。非常な豪雨でありましたし、大きな被害も出ました。多くの方から様々な連絡をいただきましたので、とりまとめる係、そういった方は設置をしましたが、一人の人が全ての情報を処理したということではございません。全体で処理をさせていただいたということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） ですから、できる限り記録して、記録されたということでよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） そういったことになろうかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） ここで聞きたいんですが、当時、宿直記録に戻りますが、宿直者の記録には、町当局にこういう電話がきたよと、対策本部に報告したと書いてあったり、おっしゃっています。そのことは記録にありますか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 本部の記録にはなかったように記憶をしております。

- 議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。
- 5番（新國秀一君） なかったわけですね。宿直者の宿直記録が間違っていたか、宿直者が怠慢で職務を果たさなかったということになるかと思いますが、それでよろしいですか。
- 議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（新國元久君） 本部の記録ということではなくて、別なところに記録があったというふうに記憶しております。
- 5番（新國秀一君） 別なところじゃなくて、具体的に言ってください。別なところってどこだ。
- 町民生活課長（新國元久君） 宿日直の日誌であったかと思います。
- 議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。
- 5番（新國秀一君） では、日誌にはあったが、その事実が記録はされていないということでもいいね。
- 議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（新國元久君） はい、そういうことであろうかと思います。
- 議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。
- 5番（新國秀一君） またあの、その宿直者はこうも言っていらっしゃるんですよ。本部に報告したら、町長が内容を確認をしると職員に指示し、職員はJPに電話したというふうなことをおっしゃっているんですが、これも町の記録にはないということでよろしいですか。電話だよ。電話は記録に残るぞ。
- 議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（新國元久君） 今ほど、手元に当日の時系列の表がございませんので、確認をする手段はないんでありますが、後ほど確認をしてみたいと思います。
- 議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。
- 5番（新國秀一君） まずね、一つの疑問は、時間がないから進めますが、なんで対策本部が立っているのに、宿直者が電話をとらなくちゃいけないか。そういうシステムに対策本部はなっているのか。そこからお聞きします。
- 議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（新國元久君） 記憶の話で申し上げたいと思います。当日であります、停電になって、電気がないと使えない電話もございまして、そういったことから使える電話が

限られたということがあって宿直の人がお取りになったのかなと、今現在想像しております。そういったことであの、停電でも使える電話、今も、被災後に整備をさせていただいておりますが、そういった電話、何回線かございますが、そういったことで停電後には電話が使えなかったのかなと。これも今、手元に記録がございませんが、そういうふうに想像してございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） はい、わかりました。そういうこともあったかもしれませんね。停電前だとは思いますが、そうだったかもしれません。

以上あの、災害本部や水防本部、豪雪対策もそうかもしれません、記録というのは重要なことなので、担当者を決めて、責任を持たせて記録をとらせる。その記録を後で検証できるようなシステムがないと、町の防災とか、災害に対して、ちょっと足りないのではないかと思えます。全ての記録をとることは難しいと思えますが、そういう努力があって初めて検証されていく、水害、災害が検証されていくのではないかと思えますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） おっしゃるとおりで、記録は重要であるというふうに認識はしております。そういったことから、職員の動き、こういったものを毎年、確認をしながら、正確な記録ができる、正確な行動ができるというふうに研鑽をつんでまいるというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） では最後の質問にさせていただきますが、宿直者が報告したその、奥只見ダムが放水しますよと、町長、これは大変だという話も聞いたんですがね、町長は記憶にないと前におっしゃってましたから、記憶にないんでしょうが、その記憶は一切ないということで、再確認の意味でしますが、それでよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） はい。やはり、記憶としては残ってはおりません。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） まあ3年も前のことなので、記憶がないこともあろうかと思えます。

全て記憶しているのは大変なことだと思いますが、今後、水害があったり、いろんな災害が

あると思います。先ほど、ダラダラとあちこち、雑駁な話を申しましたが、防災計画そのものが、ちょっと、もうちょっとね、しっかりしたものにしていきたいな、町民の安全を守っていただきたいなという観点からいろいろ申し上げて私の質問を終わりとします。

○議長（齋藤邦夫君） これで、5番、新國秀一君の一般質問は終了いたしました。

続いて、6番、小沼信孝君の一般質問を許可します。

6番、小沼信孝君。

〔6番 小沼信孝君 登壇〕

○6番（小沼信孝君） 6番、通告にしたがいまして質問させていただきます。

2点ほどお願いします。

一つ。ユネスコエコパークを今後どう活かすのか。町長は認定前から、学術の見地から広げていきたいというお考えで、何度かお話されましたが、町民の方々はだいたい考え方が違っているようで、具体的にどのような取り組みをされていくのか伺いたいと思います。

2点目は、山や川、農地等の土壌の放射性物質測定についてですが、昨年ですが、町長は、年2回、山や川の放射性物質の土壌検査をして安心で安全な町をアピールしていくと言われたが、どのように実施されているのか伺いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） ユネスコエコパーク認定を今後どう活かすのかということですが、ユネスコエコパークの目的は3つございます。一つは生物多様性の保全。二つ目は持続可能な発展のための学術的研究支援。そして三つ目は経済と社会の発展でございます。登録申請までの過程の中で、学術的な知見が必要であることから、二つ目の学術的研究支援が目立ったものになったと思います。勿論、これからも継続して研究事業を行ってまいります。登録となった現在、三つ目の経済と社会の発展に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。ユネスコエコパークの取り組みは、これまで、どちらかというと行政主導で行ってまいりました。それはスピード感を持って復興していくためでもありました。登録となったこれからは、さらに町民の方々に趣旨を理解していただきながら、同じ目標に向かって進んでいけるようにしていかなければならないと感じております。また、登録になったことは第6次振興計画の目的と理念、つまりこれまでの施策の意味づけに厚みを加えるものと理解しております。奇をてらうことなく、着実な歩みにしていきたいと思っております。今後

は特に農林業等の第1次産業及び観光産業の振興について、問題を整理し効果が上がるよう取り組んでまいりたいと思っております。登録決定後、ブナセンターの来館者が増えるなどの効果が現れております。町としては観光面での受け入れ基盤の整備に取り組んでまいります。魅力ある自然を満喫していただけるよう、浅草岳、会津朝日岳の登山道の整備、只見沢無料休憩所の改修、青少年旅行村の改修も進めてまいりたいと考えております。

次に、山、川、農地等の放射性物質測定についてであります。農地等の土壌の放射性物質測定については、食品について行われている緊急時モニタリング検査とは別に町独自で測定を行っているものであります。農用地の土壌については平成24年度から調査を行っております。平成24年度は34地点、平成25年度には80地点、平成26年度には30地点を調査しております。調査結果については、いずれも十分に低い数値であり作物に影響を与えるものではないと考えております。山林の土壌については平成25年度から調査を行っております。平成25年度は33地点の調査を行っております。調査結果については県内の他市町村と比較すると低い数値となっており、周辺の空間放射線量も追加被ばく線量1ミリシーベルトの国の基準の範囲内となっております。調査結果についてはおしらせばん、町のホームページを利用して町内外に周知をしております。今後も放射性物質について安心して安全な町をアピールしていくために、必要に応じ放射性物質に関する調査を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 再質問に入らせていただく前に、今の答弁のところでは1点わからないところがあったので、もう一度お伺いします。

ユネスコエコパークの取り組みはこれまでどちらかというと行政主導で行ってまいりました。それはスピード感を持って復興していくためでもありました。というのはどういったことでしょうか。もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） つまりはこれまでは登録というものを目標にして、それに適う形を我々行政のほうで主体になって取り組んできたということでありまして、これまでも説明申し上げましたとおり、災害以降、町のひとつの大きな課題は二つに絞らせていただきまして、安全安心なまちづくりと、また持続可能な経済社会の発展を目指すということを復興の目標に

掲げた中で、只見町の復興に関しましては、只見でもやっぱり地域ブランドを確立していこうという中でいろいろ検討いただいた結果、ユネスコエコパークという制度が浮かび上がり、それをやはり踏襲させていただいて、町の復興に取り組んでいこうと、そういった流れの中で、取り組みでありましたから、登録ということがまずもっての前提で取り組んできた結果が先ほど申し上げたとおりの回答と、答弁ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 再質問させていただきますが、町民の方々からは、ユネスコエコパーク登録されたことによって、大勢の観光客が町内に訪れて、外国からも大勢訪れるといったような感覚でいらっしゃった方も大勢いらっしゃいます。まずあの、何度もこの質問の際に、町長は学術的研究の見地から、それから教育的な見地から、進めていきたいという話をされていましたが、やはりその、今回、観光的な整備をしていくというお答えで非常に良かったなと思っております。で、まず、具体的に聞いてみたいのが、まずユネスコエコパーク登録の町只見という言葉、例えば町内で売ってる産品、というかお土産物に、使っているのかどうかということ、をまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） その前に、資料の配付…

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 大変貴重な時間、申し訳ございません。

今、配付させていただきましたのは、一枚目、A4がブナセンターの入館者数の調べでございます。すでに昨年一年間の7割ほどの入館者がございますので、非常に上半期、大勢の人が入館していただいていると。お盆期間中は一日に100人以上入られた日もございました。そういった表でございます。それからA3版のものが2枚ございまして、最初が平成25年度のユネスコエコパークの関連事業ということで、事業名から右側にありまして、どんなことを実施したかということ、を簡単にまとめたものでございます。そして、一番最後が同じく26年度のユネスコエコパーク関連事業の事業名が左側にありまして、9月時点の進捗状況を右側にまとめたということでありますので、お時間のあるときにお目通しいただきたいと思っております。そのうえで今ほど議員からご質問いただいたユネスコエコパークと名称に

つきましては、非常に文部科学省並びにMABの国内委員会の方から言われておりますのが、商業目的は簡単に言いますと、基本ダメだという言い方をされております。あとは個別具体的に判断していくということになります。それにつきましては、商工会のほうからもいろいろなご意見は承っております。ユネスコエコパークを、わかりやすく言えばビジネスチャンスだというふうに捉えているのに、そのネーミングをそのまま使えないのであれば、少なくともその商業ベースでは、どんな、メリットが生まれないんじゃないかとか、簡単に言えば。そういった話はいただいておりますので、その趣旨は十分わかりますので、その辺はという方、非常に曖昧な言い方になってきますが、その表記につきましては、十分検討のうえに、商品を全部、もう手配してしまったなんていうことであると非常にご迷惑をおかけしますので、一部そのような話も耳には入ってますが、そこら辺は十分、表記についていろいろ協議を重ねていただいて、このような表記であればクリアできるんじゃないかという、非常に個別具体的な話で、端的な、ご質問に対して端的にお答えすることできなくて心苦しく思っておりますが、具体的にその辺は協議の中でうまくクリアできるような方法を一緒になって考えていきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） ユネスコエコパークの登録の町只見という、例えば標語があったとして、例えばそれがまあその、ユネスコで、なりMABのほうで、ユネスコという言葉を使ってもらっては困るという話が例えば出たとすれば、世界遺産というのもユネスコで認証しているわけですが、世界遺産登録の町という言葉、まんじゅうなり、せんべいなりに使ってお土産を売っている場所があります。世界遺産がよくてユネスコエコパークがだめということ、やはりそういったことを使いたいという人にしてみれば、おかしいんじゃないかというのは、これ当たり前のことなんで、その辺をやはり、商工会を通じてでいいと思うんで、なるべく早目に、こういうのはだめですよ、こういうのはいいですよというのを、線引きをしたものを出していただきたいと思えます。

それからあの、今、資料を配られて、26年度の関連事業というの、あるようですが、ユネスコエコパーク登録になりまして、しばらく経ったら、町に、青いもも太郎旗が、ユネスコエコパーク登録という青い旗が、何点か。あれは町で作られたんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） そのエコパーク登録の幟旗につきましては、観光まちづくり

協会のほうで、この地域を紹介する町の、町内外に登録を紹介するために作成したものでございますので、商業目的といったことでは、特にございません。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 今、観光まちづくり協会で商標目的でないということ。それは当然わかりますが、どうせ作るのであれば、ユネスコエコパーク登録でなくて、ユネスコエコパーク登録の町と。で、この後聞こうかと思ったんですが、ついでに聞きますが、例えばその、只見町町内に入ってきて、只見町ユネスコエコパークの町というのが、まったくまあ、その青い旗の登録ということと、横断幕道路にあるの、それから振興センターにある横断幕以外ない。今後、看板等、入る道路が3箇所、六十里、それから金山側、それから南郷側とあるわけですが、そういった場所に、南郷から入ってくるところに水の郷只見という看板がありますが、そういったものを取り付けられる考えはございますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議員おっしゃるような考え方は持っております。で、南郷から入ってくるところと金山から入ってくるところ、2箇所を考えてまして。今のところは。そして、文字でなくてロゴマークを現在作成中でございますので、言葉でやるのであればすぐできますけど、非常に、そういったロゴマークを作って、入ってこられる方にアピールしていきたいというふうに思っています。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） まあ、考えはわかったような、わかんないような話ですが、なるべく、誰が見てもわかるような案内看板にしていきたいと思いたいです。

この答弁書の中で、何点かお聞きしたいことがあります。特に、今後は特に農林業等の第1次産業及び観光産業の振興について、問題を整理しという、効果が上がるように取り組んでまいりたいということですが、具体的にこの問題とはどういったことが挙げられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今回はあの、まあ、議員のご質問にありましたように、町長が学術的な見地から広げていきたいと。町民との考えでだいぶ開きがあるんでないかということが一番最初のご質問でありまして、まあ、そうは言われましても、学術的なものが基本になればユネスコエコパークの認定に至らないわけです。そのことは議員、十分おわかり

のうえでのご質問だと。ですからそれは大事にして、引き続き繋げていくということの一つ。そのうえでやっぱり、先ほどらい、おっしゃっている、やっぱり地域の経済というか、商業的な部分につきましては、ユネスコエコパークの、その商品に名称を使う、うんぬんの話もありました。そこはやっぱり、観光商工課と一体となって、また、先ほど道の駅のご質問もありましたが、農林振興課、もっと言えば全部になってしまいますけども、そういったところと有機的な連携を図ってやっていかないと、具体的な動きに繋がっていかないと。それがやっぱり、いろんな意味での、エコパークが登録になったけど、何がどういうふうに変わったのか、さっぱりわからないと。端的に言えば。そういった、こう、残念といいますか、そういった声が生まれてくる背景なのかなというふうに思いますので、その辺はこの後、観光商工課のほうで現在考えていることもございますし、その辺は担当課長のほうからちょっとお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） それでは、観光商工面での問題の整理というところではありますが、これあの、町長答弁の中にもありましたように、失礼しました、質問の中にもありましたように、町民との考えが大きく違うんではないかというところではありますが、やはりあの、学術調査というものが、きちっとそれが調査・研究されて、これが公に出せるということは、いわゆるそれは価値付に繋がるものですので、それをいかにその観光素材として使用していくか、使っていくか、ということかな。それがまああの、その学術調査の結果を様々なツアー商品であったり、それから教育旅行であったり、そういったところで活用していく。観光商品の造成。そういったところによって町民にも理解をしていただけるものかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 今、観光商品としてということで、いろいろお話がありましたが、例えばこの関連事業の中で、学術的に調査をされた方に補助金を出して、いろいろ調べられて、今、課長がおっしゃられたように、それをまあ、旅行会社なり、という話でしたが、実際のユネスコエコパークというのは、やはり、住民がその内容をよくわかって、そして、その、今まで山や川に行ってた。そこで取り組んできたことを認められているわけですから、町民がわからないことで旅行会社がわかっても、これは仕方がないことだと思うんですが、例えばその学術的に調べられて、ひめさゆりが、日本一の群生地が只見にあるという、ただこれ

あの、たぶん去年だか、地区センターで、説明というか発表があったと思うんですが、何人の方が行かれたかわかりませんが、当然その、我々、私だけかもしれませんが、南郷にあるひめさゆりの群生地が日本一だと思ってました。ところが、調べたら只見のほうが多いという、ただそれを知らない人が大勢いるという、町民が知らないという人が大勢いるわけですから、そういったことではやはり、この取り組みの中で、なんか間違っているというか、落ちているのではないかと思うんです。町民に対する周知だったり。やはりその町民が知らない。町民がよそから来た人に説明、聞かれても説明できないというところにやっぱり問題があると思うんで、やはりその、教育委員会で作られた只見学という中にもいろいろ出て、自然ということで出てきますが、よそから来た人に町民が説明できる、ガイドができるのは、これ当たり前のことです。ですからあの、これは、まあ笑い話のような話ですが、交番にユネスコエコパークってどこですかと聞かれたそうです。で、交番では、観光協会に行って聞いてくださいと。やっぱり、町民の意識、町民というか、よそから来る人の意識としては、その程度なのかなと。例えばそういったときに、町民の人に聞かれたときに、観光協会に行ってくださいということですかと、私よりもご存じだと思いますが、自然遺産というのは、何か目的があって来るというよりも、自然そのものですから、文化遺産の場合は見るものがあるから、例えば白神山地の場合は、旅行先として世界遺産だから行くということで旅行を決めるんじゃないで、それに付随したものであるからということ。ただあの、京都だとか、それから日光もそうですが、文化遺産の場合は、もう建築物を見るために来るということで、大幅にその旅行を決める時の決定的な要素になるわけですから、特にその、世界遺産でない、世界遺産に匹敵するという言葉でやっていますが、ユネスコエコパークの場合、ユネスコエコパークってどこにあるんですかという程度の認識が、これは国民というか、世界もそうかもしれないですけど、当然わかってないことだと思います。ですからやはり、町民、まず町民がユネスコエコパークというのは何だかということをはっきりと知らせる努力をもっとすべきでないかと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 本当にあの、率直なお話をいただいたというふうに思っています。そういった声が、私の耳にもいろんな形で届いているということも正直ございます。やっぱり大きく、こう、考え方をもう一度、皆さんで確認、我々も含めて確認していかなければいけないと思うのは、ユネスコエコパークっていうのは、今まで、自分の親たち、も

っと遡れば、いろんな、先祖代々やってきた取り組みが評価されたという言い方をよくしています。それを評価して、それを持続的に繋いでいくんだと。それはほとんどの人が、それは至極もつともだと。それはそうだろうという話になります。ただ、今、議員おっしゃっているのは、それは十分わかりつつも、どうやってこういう地域の経済、地域の持続的な運営をしていくんだ。地域経営をしていくんだと。その青写真なり、その方向性をしっかりこう、示してほしいということなのかなというふうに受け止めております。そういったことから、学術的なものは、さっき、観光商工課長からも話ありましたが、バックボーンでありますので、それはきちんとやっていく。そのうえで、ひめさゆりについても、実は私も、恥ずかしながら、高清水、南郷だろうなと思ってましたが、自生地としては日本一だと。それを恥ずかしながら学術調査をされた方々に教えていただいたということですから、ブナセンターでも講師になって、そのゆり平を案内した、ちょっとしたことやりましたが、たしかにそんなに、何十人もではなくて、十数人、せいぜい20人弱でございました。そういったものをもっと広げて行って、ユネスコエコパーク全体ですが、ビューポイントといいます、具体的にここここここというのにポイントを絞って、そこを整備していく。そこを観光資源にしていく。そこに行く足はどうするのか。せっかく来てもらったんだから、そこだけで一日時間過ごすボリュームがあるのか。その後、例えば田子倉ダムの遊覧船とか、いろんなところを見てもらう。何を食べてもらうかということで、できれば泊まってもらうという仕組みづくりをこれからしていく必要があるだろうというふうに思っています。ですから、ユネスコエコパークは、そういったことを気づかせていただいた、自然の価値、何も無いところだと、雪はいっぱい降るけども、山深くても何も無いところだということをして正直、ちっちゃいときから、非常に今そんなことを言うと怒られるかもしれませんが、思いながらきましたけど、いや、そうじゃないという、世界的に認められたわけですから、それをもう一回見直して、そこを磨きをかけて、具体的なもの、そして、その必要な、例えばお土産につきましても、どんなお土産が必要かと。なるべく地元の製品のほうがいい。食べるものにしても地元の製品のほうがいいと。ただ先ほど9番議員の一般質問もありましたが、じゃあ何を、どれぐらい、誰々さんに作ってもらうか。ということであれば、それが結果、6次化に結びついたり、いろんなことにこう、拡大していくんだらうなと思ひまして、それはたぶん、皆さん、おおよそ同じことだと思ひます。ただ、その、具体的な動きがなかなか現段階で出ていないということに対しての、いろんな思いがあるのかなというふうに思っていますので、そこら辺

は十分承知しておるつもりでありますので、その辺は観光商工課、農林振興課、またあの、町長を先頭といたしまして、商工会、いろんなどころの、議員の皆様、勿論であります、いろんなく、その辺の知見を集めて、具体的な行動に結びつけて、こういったことをやりますということを一日も早く皆さんにお示しできるような、そういったことを構築していきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） まあ、おっしゃることはわかりますが、すでにもう登録されて、スタートしているわけです。それでまあ、町内に来られた方、ユネスコエコパークがどこですかということはまあ、論外としても、只見のブナ林に散策に行ってみたく。ただ、恵みの森だったり、癒しの森の場合は、なかなか、サンダル履きで行くって言う方がちょっとおかしいかもしれないですけど、やはり簡単に行けない。そういった場所を整備されるということでしたが、現在、整備されているのであれば、場所と数を教えていただきたいと思います。

それから、当然、ガイドという話、出てくると思いますが、ガイドは現在、何名ほどいらっしゃるのか。その辺も一緒にお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 進捗状況、9月時点の進捗状況というのを見ていただきたいと思います。2番目、只見観察の森というのがございまして、上から2番目ですか、ここにつきましても、まあ課題としてはまだ残っておりますけども、下福井・楡戸・梁取がブナ林ということを中心に、あとユビソヤナギで肘折・杉沢。ブナ・あがりこで蒲生ということ、ブナセンター中心としてやっておりますけど、これはあの、常任委員会の中でもいろいろご質問いただいております、これが完全に手放しでという状況ではありませんが、現在こういった状況になっております。

それからあの、指導員といえますか、ガイドにつきましても、これはどこでしたっけ、25年度

〔「10番じゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） 10番。

○6番（小沼信孝君） 10番の自然案内人育成事業というところではなくて。

○総合政策課長（渡部勇夫君） これは、その前に、前の年やっておりますのが、25年度の1番で、森林の分校ふざわで、町内から10人、町外から21人の、こういった事業を実施して

います。そのうえで、そのうえで現在、町内でその自然観察指導員を含めて、町の公認ガイドがその時に参加したのが5名という状況になってます。

○6番（小沼信孝君） 現在5名ということですか。公認ガイドは。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 自然保護協会主催の自然観察指導員講習会に参加していただいたのが5人ということです。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） まあ、26年度の9月時点ということで、今この2番目に、自然観察の森整備済みブナ林、下福井・檜戸・梁取とありますが、これはあの、ガイドが付かないと入れない場所ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） はい。現在はそのような取り扱いをさせていただいています。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） この歩道整備、看板、標柱設置ということになってますが、実際、道路から、国道から見ても、どこに観察の森があるのか、まったくわからない状況ですが、ガイドが付いて歩くのであれば、わからなくても当然なのかなと。今後その、やはり、ガイド、いくらの料金を払って、何時間でということがあると思うんですが、そういったことで、例えばガイドがなくて、よそから来た人が手軽に入れる場所というのを整備されるお考えはあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 実は今、もう1地点、今、現在交渉してますけど、やっぱりそういった中で心配の声があがっているのは、職員なり、ガイドが付いてくるんだったらいいけども、その見張っている、言葉悪いですね、付いているわけにはいかないんで、それよりももっと奥とか、もっと別のところに入ってしまうのかとか、ごみを捨てて帰ったりはしないだろうかという、そういった不安もあります。ですから、そこら辺今話しているのはやっぱり、職員なりガイドの人が付いていくんだったらいいだろうという話がありました。やっぱり、そこら辺のところは、地区によってもいろんな、今までの状況含めて均一ではありませんので、その辺のところは信頼といいますか、ご理解といいますか、そういったことが、いただいたり、信頼をいただけるということになれば、それは将来的にはガイドが付かなくても、マナー良く見ていただいて、近くで堪能、満喫していただけるということになり

ますので、そういったことは望ましいのかなと思ってますが、現時点ではそのようなお話が
ございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） やなりこういったその、自然の中に来るお客さんで、マナーというこ
と、当然あるかと思いますが、隣の新潟県の十日町に松代というところがあって、そこに
美人林というブナ林があります。90年ほどの二次林ですが、私、数年前に行ったときにあ
ったのが、トイレと直売所、小さい直売所がありました。最近行った時に、駐車場の隣に軽
食ができる場所までできるほど、それで平日でしたが、大型観光バスが来る。でも誰もそこ
にいるわけでないんです。勝手に入って、勝手に見て出てくるだけなんです、やはりああ
いった場所に来て、場所がちゃんと整備されていれば、ごみも捨てていかないし、というこ
となんで、やはりそういった整備をされるべきでないのかなと思うんですが、まあここで、
何箇所かまあ、整備され、6箇所ですか、観察の森が整備されているようですが、この入込
数、観光入込数ですが、ブナセンターはたしかに去年よりも多く人も入っているようですが、
例えばその、世界遺産に登録された知床、登録時はたしかに人は増えました。知床の場合は
年間160万人ほど入る場所ですから、増えてもそう影響はなかったのかもしれないんです
が、数年経ったら知床は入込が減りました。何故だかわかりますか。課長。まあ、時間がな
いんで。やはり、ルートが少ないという、見るところが少ない、見られるところが決まっ
ているという。ただ自然遺産ですから、世界遺産ですから、入る場所も限定されるし、これは
ユネスコエコパークの認定されたところとはまた違う意味合いがありますから、当然のこと
なんでしょうが、やはり、先ほども言いましたように、自然を見るためにしか、来る、目的
で来るわけですから、それがガイドがないと入れない。ただ、入るのに看板もない。まあ、
そういったことでは、やはり、本当にまあ、当初は人が大勢来るかもしれないんですが、2
年・3年経っていった後に、来る人が少なくなってきた、整備はしたけど荒れ放題みたいの
ことにならないようにしていただきたいと思いますが、で、1点。この整備された場所で、
私あの、何箇所も行ってないですが、下福井の観察の森ですか。ここ、まああの、ブナセン
ターで立てた表札が立ってましたが、よそのお墓の隣を歩いて入っていく場所。そんなとこ
ろに入り口があります。でまあ、その後、その下流というか、下にもう一つ、表札を立てら
れていたようですが、やはり、その駐車場なり、看板は、もう少し、いくらガイドが付いて
入らなくてはならない場所でも、対応されるべきではないかと思いますが、その辺どうお考

えですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 十日町の美人林については、シンポジウムにも来ていただいて、そういったお話も聞かせていただきました。やはり出席者の中からはやっぱりあの、羨ましいといいますか、非常にこう、名前もそうですが、インパクトがあるものですから、非常にこう、只見町もそんなふうになれたらいいなという声が、参加者の中からそういった声があったということも記憶しています。で、現在、さっきも申し上げましたが、今回はエコパーク、主にブナセンターを中心として学術的な面から、ブナとか、ユビソヤナギとか、あがりことか、そういう価値があるところをまあ、あがりこについては特に蒲生集落の方が力を合わせて自主的にやっていただいた、県のサポート事業等受けてということ、ちょっと成り立ちが若干は違いますが、いずれ思いとしては同じなのかなと思います、そういったところがあります。今はそこに留まっていると。あと、ですので、やっぱりそれをさっき申しましたように、やっぱり観光商工課、観光まちづくり協会、もっといろんな団体、勿論、商工会とか、いろんな地区の集落の方も当然であります、そこら辺含めて、もう少し、こう、こういう言い方がこう、今の時代に合っているんじゃないのかなと思っております、もう少しビジネスとして捉えていくような取り組みをしていかないと、学術な価値を認めて、ここに標柱を立てましたというところで止まっておりますけども、やっぱりそれはそのとおりのみならず、もう少し、人に足運んでもらう。そして経済的な地域に、経済的な貢献もしてもらおうと思えば、どういった佇まいだっ、どういった色の標柱をどこに立てるか。標柱だけでいいのか。看板はなくていいのかとか、ベンチはとか、いろんなたぶん、アイデアとかそういった声が出てくると思います。やっぱりそこら辺を含めたものをこれからやっていかないとだめだろうということの趣旨を再三おっしゃっていただいていると思いますので、これを一担当課だけでできるものだとはい到底思ってませんので、そこら辺のことをトータルとして、特に、一番近いところは観光商工課になりますけど、観光まちづくり協会含めて、そういったビジネスとしての旅行商品といいますか、滞在できるような商品づくり、ビジネス化ということが急がれているというふうに思っていますので、ユネスコエコパークに限定でなくて、そういった、さらにそこから発展させた形をとるべきだろうなというふうに私自身も思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 次の質問もありますので、もう1点だけお伺いして、この質問は終わりたいと思いますが、この答弁書の中に、浅草岳、会津朝日岳の登山道の整備、只見沢無料休憩所の改修と書いてありますが、本年度、浅草の山開きの際、本来であればユネスコエコパーク登録されて、大勢の人がいらっしゃるものだと思ってましたが、少なくなった原因とは何だとお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） 今年度の浅草岳の山開き来場者300名という公式での入山者であります。昨年よりもそれは落ちてございます。やはりあの、一番の要因は天候だったのではないかなと。やはりユネスコエコパークという、そういった宣伝というところもあったんですが、やはり直前になって、天候の状況によって、やはりとりやめられた方もいらっしゃるのかなというふうに考えております。様々な要因はあると思いますが、その後も浅草岳の登山者数というのは好調に推移しておりますし、併せてあの、登山道の整備も今年実施しようというようなことで今計画を進めておりますので、より多くの方に安全に来ていただけるような、そんな整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） では二つ目の質問に移らせていただきます。

昨年あの、一般質問の際に、放射性物質の土壌検査をしていただきたいということで、町長答弁で年2回ほどやっていきたいというお答えで、非常に良かったなと思ったんですが、これ、まあ、答弁見ますと、25年度は33地点行っておるということですが、今年度はどうされたんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 山林の土壌調査につきましては、昨年度も秋口に実施しておりますけれども、それについては今後実施したいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） たぶん今年もその、農地の調査結果が作付け後に発表されたと思うんですが、やはりその、農家の方だったり、山菜を採ったり、きのこを採ったりする方にしてみれば、シーズンの前にどういう状況なのか知りたいから、こういうことをお願いしたいということで町長にお願いしてまあ、町費でやってもらっているわけですが、作付け後に土壌の調査結果が発表されても、これは、まあ、たしかにここに書かれているように、只見町は

県内でも低い数値ですから、大丈夫だと思いますが、不安の方もいらっしゃるんでないかなと思うんですが、その辺あの、もう少し、耕作前、それから山菜のシーズン前、きのこの出るシーズンに前に、きのこに関しては規制がかかっていますから、採って販売するという事にはなかなかならないと思いますが、その辺どうでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 農地のほうの土壌調査の結果のお知らせにつきましては、今おっしゃったとおりですね、調査結果につきましては5月末にはまとまったわけでございますけれども、そのお知らせにつきましては、大変恐縮ではありましたが、8月になっておしらせばんのほうに掲載させていただきました。これについてはですね、おっしゃるとおり、皆さんのですね、結果については勿論、低い値ではあるんですが、町民の皆さんの安心安全、していただくためにですね、調査結果、まとまりましたならば、すぐに公表できるようにしてまいりたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 農地に関しては、是非とも来年度からはそうしていただきたいと思えます。山、川等の数値もたぶん低いことは低いと思うんですが、実際、春先になって、今年もこしあぶら等で非常に高い数値、基準値を超えるようなことはなかったようですが、出ました。だから、きのこについても、いくら空中放射線量が低くても、種類によっては基準値を超える、魚類に対しても同じことが言えるわけですが、やはりその、低くて安心だからということではなくて、やっていかないと、今後も続けていかないとだめだと思うんですが、その辺、今後も続けられるのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 放射性物質の検査についてでございますけれども、現在あの、町のほうで行っている放射性物質検査につきましては土壌の調査をしております。土壌につきましては放射性のセシウムが残留してそこに留まるという性質がございますので、定点観測なり、あるいはその調査時点で、その調査の結果ですね、高いというところがわかりましたならば、そこを中心にですね、さらに詳しく調査をするというような形で農用地については実施させていただいております。これについてはあの、細かい地点を特定しての調査というのはですね、今のところ町でしか行っておりませんので、これについては継続して行っていく必要があると考えております。あと山林土壌につきましては、これもまあ、継続

して実施していきたいというふうに考えておりますけれども、今おっしゃいました山菜やです、きのこのことの関係ということにつきましては、特にあの、きのこにつきましては昨年度らい、出荷制限がかかっているというような状況でございますので、今年からです、その出荷制限の解除に向けましたモニタリング開始する予定でございます。それと併せましてです、その中で、採取地の土壌検査も必要になってまいりますので、それに併せてです、土壌の調査、単独でやっております山林の土壌調査と併せまして継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 今、話の中で規制解除という話が出てきましたので、前回、一般質問の際に、規制解除に向けて当局はどういうふうに対応されるのかということを知いたら、関係団体と協議をして進めていきたいということでしたが、その関係団体と協議をされて規制解除に向けて取り組みをされているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 前回の議会の時に関係団体と協議させていただきたいというふうに申し上げました。ウグイの規制解除の関係であるかと思っております。それにつきましては、隣接の町村なりと状況のほうの確認はさせていただいております。それでまあ、ウグイの規制解除に対するモニタリングにつきましては、前回も申し上げたところでございますけれども、関係漁協さんと県のほうが中心となってやっていただくという部分でございますので、町としてです、そのところの対応をです、できることがあるのであれば対応させていただきたいというふうに考えておりますけれども、やはりあの、魚のこと、専門性も高いというところもございますので、それにつきましてはです、特に町内の漁協さんなりと必要がある場合についてはお話をさせていただいてです、できることがあれば対応していきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 今の話だと、漁協のほうから町に何かお願いをしないとやっていただけないというようにとったんですが、そういうことで、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 魚の規制につきましては、一般のその農作物と1点違う点

がございまして、出荷規制の命令というのがですね、農産物に関しましては、野生きのこもそうなんですけれども、町に対して県から行われているという部分がございまして。魚につきましては、県から、まあその、出荷自粛ということで命令が出ているわけでもございまして、それにつきましては関係団体、漁協さんだと思われましてけれども、そちらに対して行われているということでございまして、その部分につきましては、やはりあの、県と漁協さんの協力をいただきながらやっていくという部分がございまして、町のほうで対応できる部分、それがありましたらば対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝。

○6番（小沼信孝君） いくら言っても同じ答えだと思いうので、質問を変えますが、今出た野生のきのこ、2・3日前ですが、年寄りの方でなくて、私らと同じ程度の方に、きのこは採っていいのかといった話を聞かれました。やはり町民の方、年寄りといっちは失礼ですが、情報の入らない方がそう言われるならわかりますが、普通にバリバリやっておられる方が、きのこ採っていいのかどうかということは今、規制になって一年も経った時点で話される。それから野生鳥獣に関しても話が出ます。熊、そのほかの話も、捕って食っていいのかという話出ますが、やはり躊躇していると思うんですが、その辺をやはり、もう少し親切に周知をして、只見の場合、それほど高い数値でないんで、きのこ採って、自分で食べる分にはいいんじゃないですかという話をしましたが、それだけやっぱり認識が薄いということじゃないかなと思って感じたんですが、その辺どうお考えでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 暫時、時間の延長をいたします。

農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 規制解除の周知の件でございまして、野生きのこにつきましては昨年、規制がかかった時点でお知らせばん等で周知をさせていただいたところでもございまして。それでまあ、その規制につきましては、継続をしているわけでもございまして、そろそろ、秋口のきのこのシーズンということもありますので、それについてはですね、改めまして、またお知らせばん等で周知をさせていただきたいというふうに考えてはおりました。周知の仕方が足りないのではないかというところについてはですね、非常に反省する点もございまして、町内向けについてはまずお知らせばんかというふうに考えておりますが、そのような機会をとらえてですね、周知のほうは図ってまいりたいというふうに考えております。あと野生の鳥獣につきましても同様の状況でございまして、今規制がかかっているの

は、そのまあ、出荷制限という形になっているわけでございますけれども、その制限の内容、あと摂取につきましては、正式にはですね、規制はかかっていないということになっておりますけれども、一応まあ、町も含めてのお願いとして、野生きのこを含めてですね、なるべくその摂取のほうは避けていただきたいというお願いは、昨年、野生きのこの制限がかかった段階からお願いしているところでありますので、その内容につきましても、改めまして周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 規制の周知に関しては、県も3年経って、非常にその、アバウトのような説明になってきております。採取禁止、出荷制限というその括りを一括りにして発表したりするような状況になってますので、町だけでも親切な対応をしていただきたいと思えます。

これは町長にお願いなんですけど、是非とも、先ほど言ったように、今後ともその放射性物質の検査、土壌検査等をしていただきたいと思うのは、3年も経って今さらかという話ですが、実際、現在も暫定基準値を超えるものが採れるし、それから、第一原発の1号機の建屋の覆いを取ったらどの程度飛散するのかということが心配になっているような状況で、これから場所によっては数値が高くなる可能性があるわけですから、今後とも継続して調査をしていただきたいと思いますが、町長にお願いなんですけど、いかがでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まだあの、完全に、いろんな危惧されるものが払しょくされたわけではございませんし、風評被害等々もまだ完ぺきに払しょくされておられませんので、引き続きそれは継続してやるべきことはやっていくと。ただあの、ここまできて、全体的にはやっぱり、今ちょっとアバウトになり気味だというのは、我々も勿論、生活感覚の中でそうなおるわけですが、今後、今、課題はやっぱり、ウグイだったり、いろんな規制かかっているものに対して、今あの、3年半経って、そろそろ段々と、セシウムも減少している傾向の中で、この規制解除を、どう包括的なことができるかは、今、農林課長言いましたし、漁協でいろいろお骨折りはされているんだろうと思えますけれども、それが只見町の漁協や、只見町、一団体、一漁協といった形の中の取り組みだけではなかなか難しいというお話として私は理解しておりますので、そういったことはやはりもう、時期的にはもう、本当にもう、ウグイにしても、規制解除をやっぱりやっていく、やって、なんとかそうなりたいというのは私

も同じ思いますから、それに向けたやっぱり協議はさせていただければなというふうに思っております。当然、まだまだ、山菜、きのこ等は、ものによっては基準値上回るものもあるわけですから、引き続きの努力はしていくことだろうと思います。

それからあと、縷々、観光関係じゃなくて、エコパーク関係でもご質問いただきましたが、一方ではやっぱり、今、町民の方々も、我々も、このエコパークを契機として、地元の観光交流がさらなる発展を期待する。その期待する中においての、農産物であったり、いろんな商品開発であったり、特産品というものは、今も少しずつ始まっておりますけれども、一方では大きく考えれば、いわゆる地域の社会と経済の発展というのは、いつもこのエコパークの中で言われてきたのは、地域資源を活用しながら、それに根拠を抛り所としながら、どういう地域経済をつくっていくかといった時に、やはり資源で何だと言われた時には、やはり、山の資源であり、農地という資源であり、川という資源だろうというふうに思うんです。そういったところが、今なかなか、高齢化の流れの中で、そこの活用等々も非常に縮小してきている課題を我々は十分受け止めながら、その課題にどう今後、行政として対処していかなくちゃいけないのかという大きな観点からも取り組んでいかなくちゃいけないと。いろいろと議員も本も読まれたかと思っておりますけれども、里山資本主義という本が発行されて、藻谷先生ですけども、だいぶ脚光を浴びております。これは今の政府の経済成長論、アベノミクスと一つ地方が生きる戦略としての地域資源の活用と地域経済の循環をどう作りあげていくかということに視点を置いた説であるわけですが、私達只見町は、やはりエコパークというものを機にして、そういった機転を持った、やはり地域振興なり、経済活動というものを、十分しっかりと、基礎から含めたものを、また改めて見直して、大きな観点から、トータル的な観点から、しっかりと見つめ直していきたいなど。こういった森林の山の、本当にモデル林の育成もそうですけれども、そういった中で、きれいな森が築き上げていかれる。その派生として出てくるものがバイオマスとして利用されていく。そういったものを気遣い、意識しながら、地域づくりをつくっていている只見町の町民なんだという、人なんだという、いわゆる、只見町の町民憲章に掲げられたような文言を、本当にそれぞれ一人一人が意識しながら、それぞれの農林業であったり、こういった地域資源に関わったものを活用していく姿の中から、多くの方々हतぶん、また只見という地域を見直し、評価されて、そして単なる観光交流の人口増大ばかりじゃなくて、そういう取り組みを通し、結果はそこに定住、移住という効果に一番最終目的をもっていきたい。そういったことを含めると、教育も今、山村

留学で高校対策しておりますけれども、やはり小・中学校ということに対して、エコパークを目指すこの只見町が、こういった含めて、都市部の方々にとっても、小・中・高の子供を持つ親に対しても、また只見町というのが教育の場として、またそういった流れの中で見直していただけるような、トータル的な発信というものの、発信の仕方というものが、商品の、先ほどのロゴマークの話もありましたが、只見町という全体的な姿を、取り組みを、人の生き方、価値観を、やっぱりうまく訴える、PR していきながら、只見町が注目を浴びて、定住といったような形の中で繋がっていければというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 全てまあ、今言ったことは、放射能の問題もエコパークと関係することですし、町長の今おっしゃられたこと、もっともだと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、6番、小沼信孝君の一般質問は終了いたしました。

上着の着用をお願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後5時07分）